

「定款」等の一部改正等新旧対照表

目 次

	(ページ)
1 . 定款の一部改正新旧対照表	1
2 . 業務規程の一部改正新旧対照表	2
3 . 清算・決済規程の一部改正新旧対照表	12
4 . 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	14
5 . 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	24
6 . 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	25
7 . 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	28
8 . 優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	29
9 . 債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	31
10 . 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	32
11 . 不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	35
12 . 日経 3 0 0 株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程及び 信用取引・貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表	40
13 . 受託契約準則の一部改正新旧対照表	41
14 . 新株予約権証券確約書の一部改正新旧対照表	47
15 . 発行日決済取引の委託についての約諾書の一部改正新旧対照表	48
16 . 信用取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表	49
17 . 立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新 旧対照表	51
18 . 安定操作取引についての定款第 5 9 条に関する理事会決定の一部改正新旧対照表	53
19 . 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	55
20 . 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表	59
21 . 清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表	63
22 . 発行日決済取引の売買証拠金に関する規則の一部改正新旧対照表	66
23 . 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	68
24 . 退職給付会計基準の適用等に関する有価証券上場規程に関する取扱い要領の特例の一部改正新 旧対照表	80

25．株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	81
26．上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	87
27．上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	88
28．株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	92
29．優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	96
30．債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	98
31．転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	99
32．不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	103
33．日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	107
34．制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表	109
35．制度信用取引に係る権利の処理に関する規則の一部改正新旧対照表	112
36．信認金代用有価証券に関する規則等を廃止する規則	114

定款の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(有価証券)</u></p> <p><u>第2条の2 本所の定款、業務規程、受託契約</u> <u>準則その他の規則において、株券その他の有</u> <u>価証券とは、その種類に応じ、それぞれ金融</u> <u>商品取引法（昭和23年法律第25号。以下</u> <u>「法」という。）第2条第1項に規定する株</u> <u>券その他の有価証券及び同条第2項の規定に</u> <u>より当該株券その他の有価証券とみなされる</u> <u>権利をいう。</u></p> <p>(組織及び人格)</p> <p>第3条 本所は、<u>法</u>に基づく会員組織の法人であ り、会員相互の信用と協力とを基礎とする。</p> <p>(信認金)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>2 (略)</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年1月5日から施行す る。</p>	<p>(新設)</p> <p>(組織及び人格)</p> <p>第3条 本所は、<u>金融商品取引法（昭和23年法</u> <u>律第25号。以下「法」という。）</u>に基づく会 員組織の法人であり、会員相互の信用と協力と を基礎とする。</p> <p>(信認金)</p> <p>第16条 (略)</p> <p><u>2 信認金は、本所が定めるところに従い、有価</u> <u>証券をもって代用預託することができる。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p>

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の種類)</p> <p>第8条 売買立会による売買の種類は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める取引とする。</p> <p>(1) 株券 <u>(新株予約権証券及び投資証券を除く。)</u></p> <p>a～c (略)</p> <p><u>(1)の2 新株予約権証券</u></p> <p>a <u>当日決済取引</u></p> <p>b <u>普通取引</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>(3) 投資証券</u></p> <p>a <u>当日決済取引</u></p> <p>b <u>普通取引</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して5日目の日に決済を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>第1号に定める期日以外の日で、株券(新株予約権証券及び投資信託受益証券を除く。)</u>について、<u>株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」という。)</u>において<u>社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)に基づく総株主通知(総優先出資者通知及び総投資主通知を含む。)</u>が行われる場合は、当該総株主通知に係る株主<u>(優先出資者及び投資主を含む。)</u>を確定するための期日の3日前(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日(当該期</p>	<p>(売買の種類)</p> <p>第8条 売買立会による売買の種類は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める取引とする。</p> <p>(1) 株券</p> <p>a～c (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して5日目の日に決済を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 株券(投資信託受益証券を除く。)について、<u>株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号)に基づく実質株主(実質優先出資者及び実質投資主を含む。)</u>の通知を行うため本所が必要と認める日</p>

日が休業日に当たるときは、当該期日の4日前の日)

(5) 投資信託受益証券について、保管振替機構において受益者登録請求の取次ぎが行われる場合は、当該受益者を確定するための期日の3日前の日(当該期日が休業日に当たるときは、当該期日の4日前の日)

(6) 利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券について、その利払期日(利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。)の4日前の日

4 前項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、次の各号に掲げる日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)が利払期日の前日に当たる場合には、同項第2号又は第3号に定める期日の売買については当該売買契約締結の日から起算して6日目の日に、当該期日の翌日の売買については当該売買契約締結の日から起算して5日目の日に、決済を行うものとする。

(1)・(2) (略)

5 (略)

6 発行日決済取引は、株券(新株予約権証券及び投資証券を除く。)の発行者が、株主割当(優先出資者割当及び受益者割当を含む。)により新たに発行する株券について第25条第1項の規定により権利落として定める期日から、本所が定める日まで行うものとし、当該売買最終日から起算して4日目の日に決済を行うものとする。ただし、売買開始日について、本所が必要と認める場合には、第25条第1項の規定により権利落として定める期日後の日とすることが

(5) 投資信託受益証券について、株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」という。)において受益者登録請求の取次ぎが行われる場合、当該受益者を確定するための期日の3日前(休業日を除く。)の日

(6) 利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券について、その利払期日(利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。)の4日前(休業日を除く。)の日

4 前項の規定にかかわらず、利付転換社債型新株予約権付社債券の普通取引において、次の各号に掲げる日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。第42条第3項第1号、第2号、第5号及び第6号を除き以下同じ。)が利払期日の前日に当たる場合には、同項第2号又は第3号に定める期日の売買については当該売買契約締結の日から起算して6日目の日に、当該期日の翌日の売買については当該売買契約締結の日から起算して5日目の日に、決済を行うものとする。

(1)・(2) (略)

5 (略)

6 発行日決済取引は、株券の発行者が新たに発行する株券のうち、株主割当(優先出資者割当及び受益者割当を含む。以下この項において同じ。)により発行されるものについては第25条第1項の規定により権利落として定める期日から、一般募集により発行されるものについては当該新株券の募集に係る申込期間満了の日の翌日以後の日から、それぞれ当該新株券発行の日の前日以後の日で本所が定める日まで行うものとし、当該売買最終日から起算して4日目の

できる。

(呼値)

第14条 正会員は、売買立会による売買を行おうとするときは、呼値を行わなければならない。この場合において、正会員は、次の各号に掲げる事項を、本所に対し明らかにしなければならない。

(1) (略)

(2) 空売り（金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。）第26条の2の2第1項に規定する空売りを行う。）を行おうとするときは、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59条）第10号各号に規定する取引を除き、その旨

(3)～(6) (略)

2～11 (略)

(売買の停止)

第28条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、有価証券の売買を停止することができる。

(1) 上場会社又は上場投資信託受益証券の発行者が株式（優先出資、受益権及び投資口を含む。）の併合を行う場合又は株式の分割と同時に単元株式数を増加し若しくは単元株式数についての定款の定めを設ける場合で、本所が必要があると認める場合。

(1)の2 債券について抽選償還が行われる場合で、本所が必要があると認める場合

日に決済を行うものとする。ただし、株主割当により発行される新株券に係る売買開始日について、本所が必要と認める場合には、第25条第1項の規定により権利落として定める期日後の日とすることができる。

(呼値)

第14条 正会員は、売買立会による売買を行おうとするときは、呼値を行わなければならない。この場合において、正会員は、次の各号に掲げる事項を、本所に対し明らかにしなければならない。

(1) (略)

(2) 空売り（金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。）第26条の3第1項に規定する空売りを行う。）を行おうとするときは、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59条）第10号各号に規定する取引を除き、その旨

(3)～(6) (略)

2～11 (略)

(売買の停止)

第28条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、有価証券の売買を停止することができる。

(1) 上場会社又は上場投資信託受益証券の発行者が株式（優先出資、受益権及び投資口を含む。）の併合又は分割等のため、株券の提出を求める場合で、本所が必要があると認める場合。

(1)の2 債券又は転換社債型新株予約権付社債券について抽選償還が行われる場合で、本所が必要があると認める場合

(2) ~ (5) (略)

(公開買付期間中における自己買付け)

第53条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第5号に規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1) ~ (3) (略)

(4) 株式ミニ投資（正会員があらかじめ選定した銘柄に係る第15条に規定する売買単位に満たない株式について、保管振替機構の振替制度を利用して行う定型的な方法による売買をいう。以下同じ。）に係る買付け

(5) ~ (8) (略)

(9) 指数に係る法第2条第21項第2号に掲げる取引（外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下この条において「指数先物取引」という。）に係る約定数値（当事者があらかじめ指数として約定する数値をいう。以下同じ。）の水準と指数との水準の関係を利用して行う次のaからcまでに掲げる取引（これに準ずる取引で指数に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引（外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下この条において「指数オプション取引」という。）を利用して行うものを含む。）に係る買付け（次条において「指数先物取引に係る約定数値の水準と指数との水準の関係を利用した買付け」という。）

a 売方指数先物取引（指数先物取引のうち現実数値（将来の一定の時期における現実の指数の数値をいう。以下同じ。）が約定数値を下回った場合に金銭を受領すること

(2) ~ (5) (略)

(公開買付期間中における自己買付け)

第53条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の7第5号に規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1) ~ (3) (略)

(4) 株式ミニ投資（正会員があらかじめ選定した銘柄に係る第15条に規定する売買単位に満たない株式について、保管振替機構の証券保管振替制度を利用して行う定型的な方法による売買をいう。以下同じ。）に係る買付け

(5) ~ (8) (略)

(9) 株価指数に係る法第2条第21項第2号に掲げる取引（外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下この条において「株価指数先物取引」という。）に係る約定指数（当事者があらかじめ株価指数として約定する数値をいう。以下同じ。）の水準と株価指数との水準の関係を利用して行う次のaからcまでに掲げる取引（これに準ずる取引で株価指数に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引（外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下この条において「株価指数オプション取引」という。）を利用して行うものを含む。）に係る買付け（次条において「株価指数先物取引に係る約定指数の水準と株価指数との水準の関係を利用した買付け」という。）

a 売方株価指数先物取引（株価指数先物取引のうち現実指数（将来の一定の時期における現実の株価指数の数値をいう。以下同じ。）が約定指数を下回った場合に金銭を

となるものをいう。以下この条において同じ。)を新規に行うとともに、その取引契約金額の範囲内で銘柄の異なる複数の有価証券(当該有価証券の価額の合計額の変動が当該指数先物取引に係る指数の変動に近似するように選定したものに限る。)の買付けを行う取引

b 買方指数先物取引(指数先物取引のうち現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領することとなるものをいう。以下この条において同じ。)の取引契約残高の全部又は一部を金融商品取引所の定める方法により決済するとともに、その取引契約金額等の範囲内で銘柄の異なる複数の有価証券(当該有価証券の価額の合計額の変動が当該指数先物取引に係る指数の変動に近似するように選定したものに限る。)の買付けを行う取引

c aに掲げる取引を行っている場合又は前bに規定する取引契約残高を有している場合における、指数の変動への近似を保つために有価証券の買付けを行う取引

(10) 次のaからcまでに掲げる場合において、指数先物取引の取引契約残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該aからcまでに定める取引(これに準ずる取引で指数オプション取引について行うものを含む。)に係る買付け(次条において「指数先物取引に係る価格変動による危険を減少するための買付け」という。)

a 売方指数先物取引の取引契約残高を有している場合

当該売方指数先物取引の取引契約残高(これと対当する買方指数先物取引の取引契約残高及び当該売方指数先物取引と同一

受領することとなるものをいう。以下この条において同じ。)を新規に行うとともに、その取引契約金額の範囲内で銘柄の異なる複数の株券(当該株券の価額の合計額の変動が当該株価指数先物取引に係る株価指数の変動に近似するように選定したものに限る。)の買付けを行う取引

b 買方株価指数先物取引(株価指数先物取引のうち現実指数が約定指数を上回った場合に金銭を受領することとなるものをいう。以下この条において同じ。)の取引契約残高の全部又は一部を金融商品取引所の定める方法により決済するとともに、その取引契約金額等の範囲内で銘柄の異なる複数の株券(当該株券の価額の合計額の変動が当該株価指数先物取引に係る株価指数の変動に近似するように選定したものに限る。)の買付けを行う取引

c aに掲げる取引を行っている場合又は前bに規定する取引契約残高を有している場合における、株価指数の変動への近似を保つために株券の買付けを行う取引

(10) 次のaからcまでに掲げる場合において、株価指数先物取引の取引契約残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該aからcまでに定める取引(これに準ずる取引で株価指数オプション取引について行うものを含む。)に係る買付け(次条において「株価指数先物取引に係る価格変動による危険を減少するための買付け」という。)

a 売方株価指数先物取引の取引契約残高を有している場合

当該売方株価指数先物取引の取引契約残高(これと対当する買方株価指数先物取引の取引契約残高及び当該売方株価指数先物

の指数先物取引に係る前号 a に規定する取引による売方指数先物取引の取引契約残高を控除した取引契約残高に限る。)の範囲内で、銘柄の異なる複数の有価証券(当該有価証券の価額の合計額の変動が当該指数先物取引に係る指数の変動に近似するように選定したものに限り)の買付けを行う取引

- b 買方指数先物取引の取引契約残高を有している場合であって、当該取引契約残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、銘柄の異なる複数の有価証券(当該有価証券の価額の合計額の変動が当該指数先物取引に係る指数の変動に近似するように選定したものに限り)の売付けを行っている場合

当該売付けを行っている有価証券の価額の範囲内で、銘柄の異なる複数の有価証券の買付けを行う取引

- c a に定める取引を行っている場合又は前 b に掲げる場合

指数の変動への近似を保つために有価証券の買付けを行う取引

(11) 次の a 又は b に掲げる場合において、有価証券の売付けを成立させることができる権利(以下この号及び次条において「有価証券プットオプション」という。)又は有価証券の買付けを成立させることができる権利(以下この号及び次条において「有価証券コールオプション」という。)に係る対価の額の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該 a 又は b に定める取引に係る買付け(次条第 13 号において「有価証券プットオプション又は有価証券コールオプションに係る対価の額の変動による危険を減少するための買付け」という。)

取引と同一の株価指数先物取引に係る前号 a に規定する取引による売方株価指数先物取引の取引契約残高を控除した取引契約残高に限る。)の範囲内で、銘柄の異なる複数の株券(当該株券の価額の合計額の変動が当該株価指数先物取引に係る株価指数の変動に近似するように選定したものに限り)の買付けを行う取引

- b 買方株価指数先物取引の取引契約残高を有している場合であって、当該取引契約残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、銘柄の異なる複数の株券(当該株券の価額の合計額の変動が当該株価指数先物取引に係る株価指数の変動に近似するように選定したものに限り)の売付けを行っている場合

当該売付けを行っている株券の価額の範囲内で、銘柄の異なる複数の株券の買付けを行う取引

- c a に定める取引を行っている場合又は前 b に掲げる場合

株価指数の変動への近似を保つために株券の買付けを行う取引

(11) 次の a 又は b に掲げる場合において、株券の売付けを成立させることができる権利(以下この号及び次条において「株券プットオプション」という。)又は株券の買付けを成立させることができる権利(以下この号及び次条において「株券コールオプション」という。)に係る対価の額の変動により発生し得る危険を減少させる行為に関して行う、当該 a 又は b に定める取引に係る買付け(次条第 13 号において「株券プットオプション又は株券コールオプションに係る対価の額の変動による危険を減少するための買付け」という。)

a 有価証券オプション取引（有価証券の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引をいい、外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下この号及び次条において同じ。）により有価証券プットオプションを取得し又は有価証券コールオプションを付与している場合

当該有価証券プットオプション又は有価証券コールオプションを行使し又は行使された場合に売り付けることとなる有価証券の数量（当該有価証券プットオプションを付与し又は当該有価証券コールオプションを取得している場合における当該有価証券プットオプション又は有価証券コールオプションを行使され又は行使することにより買い付けることとなる有価証券の数量及び当該有価証券と同一の銘柄に係る次条第12号aに掲げる取引により有価証券プットオプションを取得し、かつ、有価証券コールオプションを付与している場合における当該有価証券プットオプション又は有価証券コールオプションを行使し又は行使されることにより売り付けることとなる有価証券の数量を控除した数量に限る。）の範囲内で、当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の買付けを行う取引

b 有価証券オプション取引により有価証券プットオプションを付与し又は有価証券コールオプションを取得している場合であって、当該有価証券プットオプション又は有価証券コールオプションに係る対価の額の変動により発生し得る危険を減少させるため、当該有価証券プットオプション又は有価証券コールオプションを行使され又は行使することにより買い付けることとなる有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを

a 株券オプション取引（株券の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引をいい、外国金融商品市場において行われる類似の取引を含む。以下この号及び次条において同じ。）により株券プットオプションを取得し又は株券コールオプションを付与している場合

当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使し又は行使された場合に売り付けることとなる株券の数量（当該株券プットオプションを付与し又は当該株券コールオプションを取得している場合における当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使され又は行使することにより買い付けることとなる株券の数量及び当該株券と同一の銘柄に係る次条第12号aに掲げる取引により株券プットオプションを取得し、かつ、株券コールオプションを付与している場合における当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使し又は行使されることにより売り付けることとなる株券の数量を控除した数量に限る。）の範囲内で、当該株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引

b 株券オプション取引により株券プットオプションを付与し又は株券コールオプションを取得している場合であって、当該株券プットオプション又は株券コールオプションに係る対価の額の変動により発生し得る危険を減少させるため、当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使され又は行使することにより買い付けることとなる株券と同一の銘柄の株券の売付けを行っている場合

行っている場合

当該売付けを行っている有価証券の数量の範囲内で、当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の買付けを行う取引

(12) ~ (14) (略)

(安定操作期間内における自己買付け等)

第54条 金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第117条第1項第22号イ及びホに規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1) ~ (9) (略)

(10) 指数先物取引に係る約定数値の水準と指数との水準の関係を利用した買付け

(11) 指数先物取引に係る価格変動による危険を減少するための買付け

(12) 有価証券オプション取引に係る権利行使価格(当事者の一方の意思表示により成立する売買に係る値段をいう。)及び対価の額と有価証券の売買価格の関係を利用して行う次のa又はbに掲げる取引に係る買付け

a 有価証券オプション取引を新規に行うことにより有価証券プットオプションを取得し、かつ、有価証券コールオプションを付与するとともに、当該有価証券プットオプション又は有価証券コールオプションを行使し又は行使された場合に売り付けることとなる当該有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一銘柄の有価証券の買付けを行う取引

b 有価証券プットオプションの付与及び有

当該売付けを行っている株券の数量の範囲内で、当該株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引

(12) ~ (14) (略)

(安定操作期間内における自己買付け)

第54条 金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号)第117条第1項第22号イ及びホに規定する金融商品取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1) ~ (9) (略)

(10) 株価指数先物取引に係る約定指数の水準と株価指数との水準の関係を利用した買付け

(11) 株価指数先物取引に係る価格変動による危険を減少するための買付け

(12) 株券オプション取引に係る権利行使価格(当事者の一方の意思表示により成立する売買に係る値段をいう。)及び対価の額と株券の売買価格の関係を利用して行う次のa又はbに掲げる取引に係る買付け

a 株券オプション取引を新規に行うことにより株券プットオプションを取得し、かつ、株券コールオプションを付与するとともに、当該株券プットオプション又は株券コールオプションを行使し又は行使された場合に売り付けることとなる当該株券の数量の範囲内で当該株券と同一銘柄の株券の買付けを行う取引

b 株券プットオプションの付与及び株券コ

価証券コールオプションの取得に係る決済が未了である約定の全部又は一部を買戻し及び転売（決済が未了である約定についての反対の取引をいう。）を行うとともに、当該買戻し及び転売に係る有価証券プットオプション又は有価証券コールオプションを行使され又は行使した場合に買い付けることとなる当該有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の買付けを行う取引

(13) 有価証券プットオプション又は有価証券コールオプションに係る対価の額の変動による危険を減少するための買付け

(14) ・ (15) (略)

第66条 削除

ールオプションの取得に係る決済が未了である約定の全部又は一部を買戻し及び転売（決済が未了である約定についての反対の取引をいう。）を行うとともに、当該買戻し及び転売に係る株券プットオプション又は株券コールオプションを行使され又は行使した場合に買い付けることとなる当該株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の買付けを行う取引

(13) 株券プットオプション又は株券コールオプションに係る対価の額の変動による危険を減少するための買付け

(14) ・ (15) (略)

(有価証券取扱責任者及び有価証券取扱者)

第66条 会員は、信託金を有価証券をもって代用する場合の当該有価証券の授受（第2項及び第5項において同じ。）を、次項の規定により選任した有価証券取扱責任者又は第3項の規定により選任した有価証券取扱者によって行わなければならない。

2 会員は、信託金を有価証券をもって代用する場合の当該有価証券の授受に関する業務の統括に当たらせるため、本所の承認を受けて、その役員又は従業員のうちから有価証券取扱責任者1人を選任しなければならない。

3 会員は、本所の承認を受けて、有価証券取扱者を選任することができる。

4 本所は、有価証券取扱責任者又は有価証券取扱者を適当でないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

5 有価証券取扱責任者及び有価証券取扱者が、信託金を有価証券をもって代用する場合の当該有価証券の授受を行う場合には、本所が交付する有価証券取扱責任者又は有価証券取扱者の資

格を証する書面を着用していなければなら
ない。

6 第2項及び第3項に規定する有価証券取扱責
任者及び有価証券取扱者の選任等並びに前項の
有価証券取扱責任者又は有価証券取扱者の資格
を証する書面に関し必要な事項については、本
所が規則により定める。

付 則

- 1 この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。ただし、次項の規定は、平成20年12月25日から、第14条第1項第2号の規定は本所が定める日から施行する。
- 2 株券及び投資証券について、保管振替機構が、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）に基づき、同法の施行日の前日における実質株主（実質優先出資者及び実質投資主を含む。以下同じ。）の通知を行うため当該実質株主を確定するための期日の4日前の日における普通取引は、売買契約締結の日から起算して5日目の日に決済を行うものとする。
- 3 平成21年1月4日以前に売買が開始された新株予約権証券に係る発行日決済取引については、なお従前の例による。

清算・決済規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>第7条及び第8条</u> 削除</p> <p>(削る)</p>	<p><u>(決済物件の制限)</u></p> <p><u>第7条</u> 株式の併合、分割又は端数等無償割当て（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第88条第2項に規定する端数等無償割当てをいう。以下同じ。）に伴い株式数が読み替えられる株券については、当該併合、分割又は端数等無償割当ての効力発生の日以後、決済物件として取り扱わないものとする。</p> <p>2 前項の規定は、投資証券について準用する。</p> <p><u>(有価証券の組合せ)</u></p> <p><u>第8条</u> 非清算参加者が、指定清算参加者に引き渡す有価証券の券種の組合せについては、本所が定めるところによるものとする。</p>
<p><u>第10条及び第11条</u> 削除</p> <p>(削る)</p>	<p><u>第10条</u> 削除</p> <p><u>(商号変更の場合の決済物件)</u></p> <p><u>第11条</u> 上場会社が商号変更を行う場合の商号変更日以降の株券の売買の決済については、本所が定める期間に限り、本所が定めるものを決済物件として取り扱うことができる。</p> <p>2 前項の規定は、優先出資証券又は投資証券の発行者が名称変更を行った場合の当該優先出資証券又は投資証券について、それぞれ準用する。</p>
<p>(発行日決済取引の売買契約の解消等)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、優先出資証券及び投資信託受益証券について準用する。</p>	<p>(発行日決済取引の売買契約の解消等)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 前項の規定は、<u>新株予約権証券、優先出資証券、投資信託受益証券及び投資証券</u>について準用する。</p>

付 則

- 1 この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際、現に本所に上場されている新株予約権証券の売買に係る清算及び決済については、なお従前の例による。

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 新規上場申請者（本所に有価証券が上場されていない発行者が、有価証券の上場を申請する場合の当該発行者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請に係る有価証券の銘柄、種類、発行数、単元株式数（会社法（平成17年法律第86号）第2条第20号に規定する単元株式数をいう。以下同じ。）を定める場合には当該単元株式数及び当該有価証券が株券である場合にはその発行者の資本金の額</p> <p>(3) 新規上場申請者が発行者である上場申請に係る有価証券以外の有価証券（法第2条第1項第20号に掲げる有価証券（以下「預託証券」という。）を除く。）の銘柄、種類、発行数及び単元株式数を定める場合には当該単元株式数</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 上場申請に係る株券又は優先出資証券についての<u>指定振替機関</u>（本所が指定する振替機関（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の振替業における取扱いに関する事項</p> <p>(8) (略)</p>	<p>(新規上場申請手続)</p> <p>第3条 新規上場申請者（本所に有価証券が上場されていない発行者が、有価証券の上場を申請する場合の当該発行者をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請に係る有価証券の銘柄、<u>記名・無記名の別、種類、発行数、額面金額がある場合にはその金額、</u>単元株式数（会社法（平成17年法律第86号）第2条第20号に規定する単元株式数をいう。以下同じ。）を定める場合には当該単元株式数及び当該有価証券が株券である場合にはその発行者の資本金の額。</p> <p>(3) 新規上場申請者が発行者である上場申請に係る有価証券以外の有価証券（法第2条第1項第20号に掲げる有価証券（以下「預託証券」という。）を除く。）の銘柄、<u>記名・無記名の別、種類、発行数、額面金額がある場合にはその金額及び単元株式数を定める場合には当該単元株式数</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 上場申請に係る株券又は優先出資証券についての<u>指定保管振替機関</u>（本所が指定する保管振替機関（株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。）第2条第2項に規定する保管振替機関をいう。以下同じ。）に対する保振法第6条の2に規定する同意に関する事項</p> <p>(8) (略)</p>
<p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次</p>	<p>2 前項に規定する有価証券上場申請書には、次</p>

の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) (略)

(削る)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7)・(8) (略)

(8)の2 新規上場申請者が、上場後において、企業行動規範に関する規則第2条に規定する投資単位の水準への移行およびその維持に努める旨を確約した書面

(8)の3・(9) (略)

3 前項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者は、第1項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 株券上場審査基準第4条第3項に該当する新規上場申請者

a 前項第1号から第5号まで及び第8号の3に掲げる書類

b・c (略)

(2) 株券上場審査基準第6条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者

a 前項第1号から第4号まで及び第8号の3に掲げる書類

b・c (略)

4・5 (略)

6 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する書類各2部を提出するものとする。

の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) (略)

(2) 上場申請に係る有価証券の見本

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(6)の2 (略)

(7)・(8) (略)

(8)の2 新規上場申請者が、上場後において、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第1条の2第1項に規定する投資単位の水準への移行およびその維持に努める旨を確約した書面

(8)の3・(9) (略)

3 前項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第3項又は第6条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者は、第1項に規定する有価証券上場申請書には、次の各号に掲げる新規上場申請者の区分に従い、当該各号に定める書類を添付するものとする。

(1) 株券上場審査基準第4条第3項に該当する新規上場申請者

a 前項第1号から第6号まで及び第8号の3に掲げる書類

b・c (略)

(2) 株券上場審査基準第6条第2項の規定の適用を受ける新規上場申請者

a 前項第1号から第5号まで及び第8号の3に掲げる書類

b・c (略)

4・5 (略)

6 新規上場申請者は、その上場申請に係る有価証券の上場日が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する書類各2部を提出するものとする。

(1) 新規上場申請日の属する事業年度が開始した日以後3か月を経過した後となる場合

当該事業年度の第1四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」。この場合において、「上場申請のための四半期報告書」は、開示府令第17条の15第1項第1号に規定する「第4号の3様式」に準じて作成するものとし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社であるときは、四半期報告書の写しで足りるものとする（次の第2号及び第3号に定める「上場申請のための四半期報告書」において同じ。）。

(2)・(3) (略)

7 新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、法第193条の2の規定に準じて、公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第3項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビュー（特定事業会社（開示府令第17条の15第2項各号に掲げる事業を行う会社をいう。以下同じ。）にあつては、中間監査を含む。以下同じ。）を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書（特定事業会社にあつては、中間監査報告書を含む。以下同じ。）を添付するものとする。

(1) 第2項第4号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される財務諸表等（財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。）及び連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属

(1) 新規上場申請日の属する事業年度が開始した日以後3か月を経過した後となる場合

当該事業年度の第1四半期に関し、本所が定める事項を記載した「上場申請のための四半期報告書」。この場合において、「上場申請のための四半期報告書」は、開示府令第17条の6第1項第1号に規定する「第4号の3様式」に準じて作成するものとし、新規上場申請者が四半期報告書を作成している継続開示会社であるときは、四半期報告書の写しで足りるものとする（次の第2号及び第3号に定める「上場申請のための四半期報告書」において同じ。）。

(2)・(3) (略)

7 新規上場申請者は、次の各号に掲げる財務計算に関する書類について、法第193条の2の規定に準じて、公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第3項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は監査法人の監査、中間監査又は四半期レビュー（特定事業会社（開示府令第17条の6第2項各号に掲げる事業を行う会社をいう。以下同じ。）にあつては、中間監査を含む。以下同じ。）を受け、それに基づいて当該公認会計士又は監査法人が作成した監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書（特定事業会社にあつては、中間監査報告書を含む。以下同じ。）を添付するものとする。

(1) 第2項第5号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される財務諸表等（財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表をいう。以下同じ。）及び連結財務諸表（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属

明細表をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)のうち、本所が指定するもの

(2) 第2項第4号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される中間財務諸表等(中間財務諸表(中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。)及び中間連結財務諸表(中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。))をいう。以下同じ。)若しくは四半期財務諸表等(四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書(連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあつては、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書とする。))(特定事業会社にあつては、中間財務諸表等を含む。)をいう。以下同じ。)又は前項各号の規定により提出する「上場申請のための四半期報告書」に記載される四半期財務諸表等

8・9 (略)

10 新規上場申請者が国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合の第1項に規定する有価証券上場申請書には、第2項から第7項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) (略)

(削る)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

11・12 (略)

明細表をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)のうち、本所が指定するもの

(2) 第2項第5号の規定により提出する「上場申請のための有価証券報告書」に記載される中間財務諸表等(中間財務諸表(中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、及び中間キャッシュ・フロー計算書をいう。)及び中間連結財務諸表(中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書をいう。))をいう。以下同じ。)若しくは四半期財務諸表等(四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書(連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあつては、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書とする。))(特定事業会社にあつては、中間財務諸表等を含む。)をいう。以下同じ。)又は前項各号の規定により提出する「上場申請のための四半期報告書」に記載される四半期財務諸表等

8・9 (略)

10 新規上場申請者が国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者である場合の第1項に規定する有価証券上場申請書には、第2項から第7項までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) (略)

(2) 上場申請に係る有価証券の見本

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

11・12 (略)

(適時開示に係る宣誓書等)

第7条の3 株券又は優先出資証券の上場を申請する新規上場申請者は、本所が当該有価証券の上場を承認した場合には、次の各号に定める書類を提出し、当該書類を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) (略)

(2) 第3条第2項第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」(本所が定める部分に限る。)、同条第6項各号に規定する「上場申請のための四半期報告書」その他本所が定める書類に不実の記載がないと当該新規上場申請者の代表者が認識している旨及びその理由を記載した書面

(上場契約)

第8条 (略)

2・3 (略)

4 その発行する株券が株券上場廃止基準第2条第18号(同基準第2条の2第4号の規定による場合を含む。)に該当して上場廃止となり、かつ、当該株券と引換えに交付される株券が第10条の2の適用を受けて上場される発行者は、当該上場廃止以後当該引換えに交付される株券が上場されるまでの間、上場株券の発行者とみなす。

(新株券等の上場申請)

第9条 上場会社が発行者である株券(優先出資証券を含む。以下この章において同じ。)又は新株予約権証券で本所が上場していないものの上場を申請する場合には、当該上場会社は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。

(適時開示に係る宣誓書等)

第7条の3 株券又は優先出資証券の上場を申請する新規上場申請者は、本所が当該有価証券の上場を承認した場合には、次の各号に定める書類を提出し、当該書類を上場前及び上場後において本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(1) (略)

(2) 第3条第2項第5号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」(本所が定める部分に限る。)、同条第6項各号に規定する「上場申請のための四半期報告書」その他本所が定める書類に不実の記載がないと当該新規上場申請者の代表者が認識している旨及びその理由を記載した書面

(上場契約)

第8条 (略)

2・3 (略)

4 その発行する株券が株券上場廃止基準第2条第18号(同基準第2条の2第4号の規定による場合を含む。)に該当して上場廃止となり、かつ、当該株券と引換えに交付される株券が第10条第1項の適用を受けて上場される発行者は、当該上場廃止以後当該引換えに交付される株券が上場されるまでの間、上場株券の発行者とみなす。

(新株券等の上場申請手続)

第9条 本所の上場有価証券の発行者が発行者である有価証券で本所が上場していないものの上場を申請する場合には、当該発行者は、次の各号に掲げる事項を記載した本所所定の有価証券上場申請書を提出するものとする。

(1) 上場申請に係る株券又は新株予約権証券の銘柄、種類、発行数及び単元株式数を定める場合には当該単元株式数

(2) 上場申請に係る株券又は新株予約権証券の募集又は売出しの条件に関する事項

(3) 上場申請に係る株券又は新株予約権証券の所有者別及び所有数別の分布状況

(4) 上場申請に係る株券又は新株予約権証券が、株券上場廃止基準第2条第18号（同基準第2条の2第4号の規定による場合を含む。）に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付される株券である場合には、当該株券の内容に関する事項

2 本所は、前項（その特例を含む。）の規定により上場申請のあった上場会社がQ-B o a r dに係る上場制度に基づき上場する株券又は新株予約権証券（以下「Q-B o a r d上場銘柄」という。）の発行者である場合は、当該上場申請はQ-B o a r dへの上場申請とみなす。

3 上場会社は、新たに上場株券と同一の種類の株券を発行する場合には、原則として、その発行に先立ちその都度前項の有価証券上場申請書を提出するものとする。この場合における上場申請の取扱いは本所が定める。

4 本所は、第1項の上場申請により、株券又は新株予約権証券を上場する場合には、その上場日に、上場有価証券原簿に当該申請に係る銘柄について記載事項を変更又は新たに記載するものとする。

(同一種類の新株券の上場)

第10条 前条の規定により上場申請のあった株券が、上場会社が新たに発行する株券であって上場株券と同一の種類である場合には、原則として上場を承認するものとし、その上場の取扱

(1) 上場申請に係る有価証券の銘柄、記名・無記名の別、種類、発行数、額面金額がある場合にはその金額及び単元株式数を定める場合には当該単元株式数

(2) 上場申請に係る有価証券の募集又は売出しの条件に関する事項

(3) 上場申請に係る有価証券の所有者別及び所有数別の分布状況

(4) 上場申請に係る有価証券が、株券上場廃止基準第2条第18号（同基準第2条の2第4号の規定による場合を含む。）に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付される株券である場合には、当該株券の内容に関する事項

2 本所は、前項（その特例を含む。）の規定により上場申請のあった有価証券の発行者がQ-B o a r dに係る上場制度に基づき上場する有価証券（以下「Q-B o a r d上場銘柄」という。）の発行者である場合は、当該上場申請はQ-B o a r dへの上場申請とみなす。

(新設)

(新設)

(新株券等の上場)

第10条 前条の規定により上場申請のあった有価証券が、本所の上場株券の発行者が新たに発行する株券（以下「新株券」という。）である場合、本所の上場優先出資証券の発行者が新た

いは次の各号に定めるところによる。

(1) 上場会社が有償株主割当（有償優先出資者割当を含む。）により新たに発行する株券のうち本所が定めるものは、本所が定めるところにより発行日決済取引により上場する。

(2) 上場会社が新たに発行する株券であって上場株券と権利関係を異にするものが、本所が定める基準に適合するときは、その発行された時に上場株券に追加して上場する。

(3) 上場会社が新たに発行する株券であって上場株券と権利関係を異にするものが、前号の規定により上場されない場合には、その権利関係が同一となった時に、上場株券に追加して上場する。

(4) 前3号に定めるところによるほか、上場会社が新たに発行する株券は、原則としてその発行された時に、上場株券に追加して上場する。

(削る)

(削る)

(全部取得条項付種類株式等と引換えに交付される株券の上場)

第10条の2 前条の規定にかかわらず、第9条

に発行する優先出資証券である場合には、原則として上場を承認するものとする。ただし、当該株券が株券上場廃止基準第2条第18号（同第2条の2第4号の規定による場合を含む。）に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付されるものである場合には、株券上場審査基準第4条第1項第8号から第11号までに適合する見込みがあり、かつ、上場時において上場株式数に係る株券上場廃止基準、同基準第2条第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」及び同条第19号に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

2 前条の規定により上場申請のあった有価証券が、新株予約権証券である場合には、原則として次の各号に適合するときに上場を承認するものとする。

(1) 新株予約権無償割当てにより発行されるものであること。

(2) 行使期間満了の日が割当てに係る基準日後2か月以内に到来するものであること。

(3) 新株予約権1個の目的である株式が上場株券1株に係るものであること。

3 前項の規定により新株予約権証券が上場されることとなる場合には、当該上場申請を行った者は、本所が定める確約書を提出するものとする。

(新設)

の規定により上場申請のあった株券が、株券上場廃止基準第2条第18号（同第2条の2第4号の規定による場合を含む。）に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付されるものである場合には、株券上場審査基準第4条第1項第8号から第11号までに適合する見込みがあり、かつ、上場時において上場株式数に係る株券上場廃止基準、同基準第2条第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」及び同条第19号に該当しないこととなる見込みがあるときに上場を承認するものとする。

（新株予約権証券の上場）

第10条の3 第9条の規定により上場申請のあった新株予約権証券が、上場株券を目的とするものである場合には、原則として次の各号に適合するときに上場を承認するものとする。

（新設）

- （1） 新株予約権無償割当てにより発行されるものであること。
 - （2） 行使期間満了の日が割当てに係る基準日後2か月以内に到来するものであること。
 - （3） 新株予約権1個の目的である株式が上場株券1株に係るものであること。
 - （4） 上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。
 - （5） 新株予約権の目的である株式数が1,000単位以上であること。
 - （6） 新株予約権が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのあること。
- 2 前項の規定により新株予約権証券が上場されることとなる場合には、当該上場申請を行った者は、本所が定める確約書を提出するものとする。

(上場有価証券の変更上場申請手続)

第11条 第9条に規定する場合のほか、上場有価証券の発行者が、当該上場有価証券の銘柄、数量若しくは種類を変更しようとするとき又は単元株式数を設定若しくは変更しようとするときは、その変更等に先立ちその都度本所所定の有価証券変更上場申請書を提出するものとする。

2 本所は、前項の規定により変更上場を行う場合には、その変更上場日に、上場有価証券原簿の記載事項を変更する。

(上場市場の変更)

第12条の3 (略)

2・3 (略)

4 第3条第2項(第1号、第4号及び第6号から第9号までに限る。)及び第7項の規定は、前項に規定する「上場市場の変更申請書」に添付する書類について準用する。この場合において、これらの規定中「上場申請」とあるのは「上場市場の変更申請」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「有価証券の上場」とあるのは「上場有価証券の上場市場の変更」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

(全部取得に伴い上場した株券に係る審査上の取扱い)

第19条 第10条の2の規定の適用を受けて上場した株券に係る上場市場の変更及び上場廃止の審査において本所が適当と認めるときは、当該株券を当該株券と引換えに上場廃止となった株券と同一銘柄であるものとみなして、これらの審査を行うものとする。

(上場有価証券の変更上場申請手続)

第11条 上場有価証券の発行者が、当該上場有価証券の銘柄、数量、種類、額面金額がある場合にはその金額及び単元株式数を定める場合には当該単元株式数等を変更しようとするときは、本所所定の有価証券変更上場申請書を提出するものとする。

2 本所は、第9条の上場申請により、当該有価証券を上場する場合及び前項の規定により当該有価証券を上場する場合には、その上場日に、上場有価証券原簿の記載事項を変更する。

(上場市場の変更)

第12条の3 (略)

2・3 (略)

4 第3条第2項(第1号、第5号及び第6号の2から第9号までに限る。)及び第7項の規定は、前項に規定する「上場市場の変更申請書」に添付する書類について準用する。この場合において、これらの規定中「上場申請」とあるのは「上場市場の変更申請」と、「新規上場申請者」とあるのは「上場市場変更申請者」と、「有価証券の上場」とあるのは「上場有価証券の上場市場の変更」と読み替えるものとする。

5・6 (略)

(全部取得に伴い上場した株券に係る審査上の取扱い)

第19条 第10条第1項の適用を受けて上場した株券(株券上場廃止基準第2条第18号(同第2条の2第4号の規定による場合を含む。))に該当して上場廃止となる銘柄と引換えに交付されるものに限る。)に係る上場市場の変更及び上場廃止の審査において本所が適当と認めるときは、当該株券を当該株券と引換えに上場廃

止となった株券と同一銘柄であるものとみなして、これらの審査を行うものとする。

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券及び優先出資証券を対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) <u>指定振替機関</u>における取扱い</p> <p>当該銘柄が<u>指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのあること。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>平成20年4月1日改正付則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 改正後の第4条第1項第9号の規定は、施行日以後に新規上場申請を行う者から適用する。</p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券及び優先出資証券を対象として行うものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>株券の様式</u></p> <p><u>株券(優先出資証券を含む。以下この号において同じ。)</u>については、<u>本所の定める様式に適合していること又は本所の定める様式に適合する株券を作成する旨取締役会(優先出資証券の場合には、取締役会に相当する業務執行を決定する機関をいう。)</u>において決議済みであること。</p> <p>(9)の2 (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) <u>指定保管振替機関</u>における取扱いに係る同意</p> <p>当該銘柄について<u>指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意を行っていること又は上場の時までに当該同意を行う見込みのあること。</u></p> <p>2・3 (略)</p> <p>平成20年4月1日改正付則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 改正後の第4条第1項第9号の2の規定は、施行日以後に新規上場申請を行う者から適用する。</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。）は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a～a c (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>a d～a h</u> (略)</p> <p><u>a i</u> a から前 <u>a h</u> までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2～8 (略)</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合（第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。）は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）</p> <p>a～a c (略)</p> <p><u>a d 指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意の撤回</u></p> <p><u>a e～a i</u> (略)</p> <p><u>a j</u> a から前 <u>a i</u> までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2～8 (略)</p>
<p>(決定事項等に係る通知及び書類の提出)</p> <p>第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。）には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。</p> <p>(1) 第2条第1項第1号 a から <u>a i</u> までに掲げる事項</p> <p>(2)～(9) (略)</p>	<p>(決定事項等に係る通知及び書類の提出)</p> <p>第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。）には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。</p> <p>(1) 第2条第1項第1号 a から <u>a j</u> までに掲げる事項</p> <p>(2)～(9) (略)</p>

(9) の 2 発行者による総株主通知請求

(10) ~ (13) (略)

2・3 (略)

(新株予約権の行使の通知)

第7条 上場会社は、他の種類の株式への転換が行われる株式若しくは株式への転換が行われる新株予約権について上場株式への転換が行われる場合又は新株予約権について行使が行われる場合には、その旨を本所に通知するものとする。

2 (略)

(削る)

第8条 削除

(その他提出書類)

第9条 (略)

(準用規定)

第10条 (略)

(削る)

(新設)

(10) ~ (13) (略)

2・3 (略)

(新株予約権の行使の通知等)

第7条 上場会社は、他の種類の株式への転換が行われる株式若しくは株式への転換が行われる新株予約権について上場株式への転換が行われる場合又は新株予約権について行使が行われる場合には、その旨を本所に通知するとともに、本所における売買の決済に支障をきたさないよう遅滞なく株券を発行又は交付するものとする。

2 (略)

(有価証券の見本の提出)

第8条 上場有価証券の発行者は、新たに有価証券を発行する場合には、偽造及び変造の防止又は取引の便宜等に資するため、発行及び変更の際して所定の様式により作成し、その見本を本所に提出するものとする。

(株主への発送書類の提出)

第9条 上場会社は、株主に対して発送する書類をその発送日前に本所に提出するものとする。

(その他提出書類)

第10条 (略)

(準用規定)

第10条の2 (略)

(株式の名義書換取扱所等の設置)

第11条 上場会社は、株式の名義書換取扱所又は取次所、他の種類の株式への転換が行われる上場株式の株式への転換事務取扱所又は取次所

及び上場転換社債型新株予約権付社債券に係る新株予約権の行使事務取扱所又は取次所を福岡市又はその周辺に設置するものとする。

(公告に係る情報の広範な通知)

第11条の2 (略)

(公告に係る情報の広範な通知)

第11条 (略)

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄 (Q-Board上場銘柄を除く。以下この条において同じ。) が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1) ~ (15) (略)</p> <p>(16) <u>指定振替機関</u>における取扱い</p> <p><u>当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合</u></p> <p>(17) ~ (19) (略)</p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄 (Q-Board上場銘柄を除く。以下この条において同じ。) が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1) ~ (15) (略)</p> <p>(16) <u>指定保管振替機関</u>における取扱いに<u>係る同意の撤回</u></p> <p><u>上場会社が当該銘柄について指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意を撤回した場合</u></p> <p>(17) ~ (19) (略)</p>

優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場申請)</p> <p>第2条 優先株の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第1項第2号から<u>第4号</u>までに定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類(本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。)については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。</p>	<p>(上場申請)</p> <p>第2条 優先株の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 当該株券の見本</u></p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定に基づき設立前に上場申請する場合は、第1項第2号から<u>第5号</u>までに定める書類のうち上場申請時に提出することができない書類(本所がやむを得ないものとしてその都度認めるものに限る。)については、提出することができることとなった後直ちに提出すれば足りるものとする。</p>
<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 優先株の上場審査は、次の各号に掲げる基準に適合するものについて行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場申請銘柄が次のaからeまでに適合していること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c <u>当該銘柄(振替法第2条第1項に掲げるものに限る。)が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのあるものであること。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 優先株の上場審査は、次の各号に掲げる基準に適合するものについて行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場申請銘柄が次のaからeまでに適合していること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c <u>当該銘柄が株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)第2条第1項に掲げるものに該当する場合には、指定保管振替機関(本所が指定する保管振替機関(保振法第2条第2項に規定する保管振替機関をいう。)をいう。以下同じ。)に対する保振法第6条の2に規定する同意がなされているものであること又は上場の時までに当該同意がなされる見込みのあるものであること。</u></p> <p><u>d 当該株券が本所の定めるところに従って作</u></p>

d (略)

(上場廃止基準)

第4条 (略)

2 優先株の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

(1) ~ (4) (略)

(5) 当該銘柄（振替法第2条第1項に掲げるものに限る。）が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(6) ・ (7) (略)

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

成されているものであること。

e (略)

(上場廃止基準)

第4条 (略)

2 優先株の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

(1) ~ (4) (略)

(5) 当該銘柄（保振法第2条第1項に掲げるものに限る。）の発行者が当該銘柄について指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意を撤回した場合

(6) ・ (7) (略)

債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(社債券の上場審査基準)</p> <p>第4条 社債券(新株予約権付社債券を除く。以下同じ。)の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が次のaからdまでに適合していること。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みがあること。</p> <p>2 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。</p>	<p>(社債券の上場審査基準)</p> <p>第4条 社債券(新株予約権付社債券を除く。以下同じ。)の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が次のaからdまでに適合していること。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 指定振替機関(本所が指定する振替機関(社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第2条第2項に規定する振替機関をいう。)をいう。以下同じ。)の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みがあること。</p> <p>2 (略)</p>

転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場申請)</p> <p>第2条 転換社債型新株予約権付社債券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(上場申請)</p> <p>第2条 転換社債型新株予約権付社債券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p><u>(3) 当該転換社債型新株予約権付社債の本券の見本。ただし、次条第1項第2号c後段の規定の適用を受けようとする場合には、当該本券の見本のほか、同c後段に規定する確約の内容を記載した書面を提出するものとする。</u></p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 転換社債型新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaからeまでに適合していること。</p> <p>a・b (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>c 当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのあること。</u></p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 転換社債型新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaからeまでに適合していること。</p> <p>a・b (略)</p> <p><u>c 転換社債型新株予約権付社債の本券が、本所が定めるところに従って作成されているものであること又は上場申請銘柄の発行者が、本所が定めるところに従って転換社債型新株予約権付社債の本券を作成する旨を確約しているものであること。</u></p> <p><u>d 当該銘柄が指定保管振替機関（本所が指定する保管振替機関（株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。）第2条第2項に規定する保管振替機関をいう。）をいう。以下同じ。）の保管振替業において取り扱われる転換社債</u></p>

d 額面金額が500万円、400万円、300万円、200万円、100万円、50万円又は10万円のいずれかであること。

e (略)

2 前項の規定にかかわらず、上場申請銘柄が、国内の他の金融商品取引所に上場されている場合における上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 上場申請銘柄が、次のaからcまでに適合していること。

a (略)

(削る)

b (略)

c 前項第2号bからeまでに適合するものであること。

3・4 (略)

(上場廃止基準)

第4条 (略)

2 転換社債型新株予約権付社債券の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

(1) ~ (4) (略)

(5) 当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(6) (略)

型新株予約権付社債券である場合には、指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意がなされているものであること又は上場の時までに当該同意がなされる見込みのあるものであること。

(新設)

e (略)

2 前項の規定にかかわらず、上場申請銘柄が、国内の他の金融商品取引所に上場されている場合における上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1) (略)

(2) 上場申請銘柄が、次のaからdまでに適合していること。

a (略)

b 転換社債型新株予約権付社債の本券が、本所が定めるところに従って作成されているものであること。

c (略)

d 前項第2号b、d及びeに適合するものであること。

3・4 (略)

(上場廃止基準)

第4条 (略)

2 転換社債型新株予約権付社債券の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

(1) ~ (4) (略)

(5) 当該銘柄の発行者が当該銘柄について指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意を撤回した場合

(6) (略)

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場申請)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 不動産投資信託証券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる上場申請銘柄の区分に従い、当該各号に定める書類を提出するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 投資証券</p> <p>次に掲げる書類。ただし、第4条第2項第1号又は第3号の規定の適用を受ける場合には第1号b及びdに掲げる書類の提出を要しないものとし、第4条第2項第2号の規定の適用を受ける場合には第1号bからdまでに掲げる書類の提出を要しないものとする。</p> <p>a (略)</p> <p>(削る)</p> <p><u>b～d</u> (略)</p> <p>3～8 (略)</p>	<p>(上場申請)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 不動産投資信託証券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる上場申請銘柄の区分に従い、当該各号に定める書類を提出するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 投資証券</p> <p>次に掲げる書類。ただし、第4条第2項第1号又は第3号の規定の適用を受ける場合には第1号b及びdに掲げる書類の提出を要しないものとし、第4条第2項第2号の規定の適用を受ける場合には第1号bからdまでに掲げる書類の提出を要しないものとする。</p> <p>a (略)</p> <p><u>b 不動産投資信託証券の見本。ただし、第4条第1項第2号1後段の規定の適用を受けようとする場合には、当該見本のほか、同1後段に規定する確約の内容を記載した書面を提出するものとする。</u></p> <p><u>c～e</u> (略)</p> <p>3～8 (略)</p>
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 不動産投資信託証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaから<u>p</u>までに適合していること。</p> <p>a～k (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 不動産投資信託証券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaから<u>g</u>の2までに適合していること。</p> <p>a～k (略)</p> <p><u>1 不動産投資信託証券(投資証券に限る。)が本所の定めるところに従って作成されているものであること又は上場申請銘柄の発行者</u></p>

l～o (略)

p 当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みのあること。

(削る)

(3) (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、当該合併後に存続する投資法人又は当該合併により設立される投資法人の発行する投資証券の上場が遅滞なく申請されるときにおける上場審査は、当該各号に定める基準によるものとする。

(1) 上場投資証券の発行者である投資法人が非上場投資証券の発行者である投資法人に吸収合併され、当該合併による解散により当該上場投資証券が上場廃止となる場合

a 前項第1号、第2号a、b、d、jからmまで及びp並びに第3号に適合していること。この場合における同jの規定の適用については、同j中「上場申請銘柄」とあるのは「当該非上場投資証券」とする。

が本所が定めるところに従って不動産投資信託証券を作成する旨を確約しているものであること。

m～p (略)

q 当該銘柄が投資証券である場合には指定保管振替機関(本所が指定する保管振替機関(株券等の保管及び振替に関する法律(昭和56年法律第30号。以下「保振法」という。)第2条第2項に規定する保管振替機関をいう。)をいう。以下同じ。)に対する保振法第6条の2に規定する同意がなされているものであること又は上場の時までに当該同意がなされる見込みのあるものであること。

qの2 当該銘柄が受益証券である場合には指定振替機関(本所が指定する振替機関(社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第2条第2項に規定する振替機関をいう。)をいう。以下同じ。)の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みがあること。

(3) (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合において、当該合併後に存続する投資法人又は当該合併により設立される投資法人の発行する投資証券の上場が遅滞なく申請されるときにおける上場審査は、当該各号に定める基準によるものとする。

(1) 上場投資証券の発行者である投資法人が非上場投資証券の発行者である投資法人に吸収合併され、当該合併による解散により当該上場投資証券が上場廃止となる場合

a 前項第1号、第2号a、b、d、jからnまで及びq並びに第3号に適合していること。この場合における同jの規定の適用については、同j中「上場申請銘柄」とあるのは「当該非上場投資証券」とする。

b・c (略)

(2) 上場投資証券の発行者である投資法人が他の上場投資証券の発行者である投資法人と新設合併し、当該合併による解散により当該上場投資証券が上場廃止となる場合

a 前項第1号、第2号d、kからmまで及びp並びに第3号に適合していること。

b～d (略)

(3) (略)

(不動産投資信託証券に係る適時開示)

第9条 上場不動産投資信託証券又は上場不動産投資信託証券の発行者等に関する情報の適時開示については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 投資証券

上場不動産投資信託証券の発行者等は、次のいずれかに該当する場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場投資証券の発行者である投資法人が次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

(a)～(h) (略)

(削る)

(i) (略)

(j) (a) から前 (i) までに掲げる事項のほか、上場投資証券又は当該投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

b～d (略)

b・c (略)

(2) 上場投資証券の発行者である投資法人が他の上場投資証券の発行者である投資法人と新設合併し、当該合併による解散により当該上場投資証券が上場廃止となる場合

a 前項第1号、第2号d、kからnまで及びq並びに第3号に適合していること。

b～d (略)

(3) (略)

(不動産投資信託証券に係る適時開示)

第9条 上場不動産投資信託証券又は上場不動産投資信託証券の発行者等に関する情報の適時開示については、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

(3) 投資証券

上場不動産投資信託証券の発行者等は、次のいずれかに該当する場合は、直ちにその内容を開示しなければならない。

a 上場投資証券の発行者である投資法人が次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

(a)～(h) (略)

(i) 当該銘柄についての指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意の撤回

(j) (略)

(k) (a) から前 (j) までに掲げる事項のほか、上場投資証券又は当該投資法人の運営、業務若しくは財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

b～d (略)

2～7 (略)

(決定事項等に係る通知及び書類の提出等)

第11条 上場不動産投資信託証券の発行者は、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い当該各号に定める場合に該当した場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。)には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 投資証券

次に掲げる場合

a 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社が、次のいずれかに掲げる事項について決議又は決定を行った場合

(a)・(b) (略)

(b)の2 発行者による総投資主通知請求

(c)～(e) (略)

b (略)

2～7 (略)

(不動産投資信託証券の上場廃止基準)

第12条 (略)

2 上場不動産投資信託証券の銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。

(1)～(15) (略)

(16) 当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(削る)

2～7 (略)

(決定事項等に係る通知及び書類の提出等)

第11条 上場不動産投資信託証券の発行者は、次の各号に掲げる上場不動産投資信託証券の区分に従い当該各号に定める場合に該当した場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。)には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 投資証券

次に掲げる場合

a 上場受益証券に係る投資信託の委託者である投資信託委託会社が、次のいずれかに掲げる事項について決議又は決定を行った場合

(a)・(b) (略)

(新設)

(c)～(e) (略)

b (略)

2～7 (略)

(不動産投資信託証券の上場廃止基準)

第12条 (略)

2 上場不動産投資信託証券の銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止する。

(1)～(15) (略)

(16) 上場不動産投資信託証券が投資証券である場合において、当該銘柄の発行者が当該銘柄について指定保管振替機関に対する保振法第6条の2に規定する同意を撤回した場合

(16)の2 上場不動産投資信託証券が受益証券である場合において、当該銘柄について指定振替機関の振替業における取扱いの対象と

<p>(17) (略)</p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。</p>	<p><u>ならないこととなった場合</u></p> <p>(17) (略)</p>
--	--

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 受益証券の上場審査は、次の各号に掲げる基準に適合するものについて行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該銘柄が指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みがあること。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 受益証券の上場審査は、次の各号に掲げる基準に適合するものについて行うものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 当該銘柄が指定振替機関<u>(本所が指定する振替機関(社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第2条第2項に規定する振替機関をいう。))</u>をいう。以下同じ。)の振替業における取扱いの対象であること又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みがあること。</p>

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>第1号に定める期日以外の日で、株券(新株予約権証券及び投資信託受益証券を除く。)</u>について、<u>株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」という。)</u>において<u>社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」という。)</u>に基づく<u>総株主通知(総優先出資者通知及び総投資主通知を含む。)</u>が行われる場合は、<u>当該総株主通知に係る株主(優先出資者及び投資主を含む。)</u>を確定するための期日の<u>3日前(取引所の休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)</u>の日(当該期日が取引所の休業日に当たるときは、<u>当該期日の4日前の日</u>)</p> <p>(5) 投資信託受益証券について、保管振替機構において受益者登録請求の取次ぎが行われる場合、当該受益者を確定するための期日の<u>3日前の日(当該期日が取引所の休業日に当たるときは、当該期日の4日前の日)</u></p> <p>(6) 利付債券について、その利払期日(利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。)の<u>4日前の日</u></p>	<p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 株券(投資信託受益証券を除く。)について、<u>株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)</u>に基づく<u>実質株主(実質優先出資者及び実質投資主を含む。)</u>の通知を行うため取引所が必要と認める日</p> <p>(5) 投資信託受益証券について、<u>株式会社証券保管振替機構(以下「保管振替機構」という。)</u>において受益者登録請求の取次ぎが行われる場合、当該受益者を確定するための期日の<u>3日前(休業日を除く。)</u>の日</p> <p>(6) 利付債券(<u>転換社債型新株予約権付社債券を除く。以下同じ。)</u>及び利付<u>転換社債型新株予約権付社債券</u>について、その利払期日(利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。)の<u>4日</u></p>

3～5 (略)

(利子の日割計算)

第11条 利付債券(転換社債型新株予約権付社債券を除く。)及び利付転換社債型新株予約権付社債券の売買については、額面総額にその有価証券の利率を乗じて得た額(以下「利子」という。)から税額相当額として取引所が定める額を差し引いた額を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分(以下「経過利子」という。)を、売買代金に加算して授受するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、利付転換社債型新株予約権付社債券の売付顧客は、利札の引渡しを行わないものとする。

2 (略)

第13条及び第14条 削除

前(取引所の休業日を除く。)の日

3～5 (略)

(利子の日割計算)

第11条 利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券の売買については、額面総額にその有価証券の利率を乗じて得た額(以下「利子」という。)から税額相当額として取引所が定める額を差し引いた額を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分(以下「経過利子」という。)を、売買代金に加算して授受するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、利付転換社債型新株予約権付社債券の売付顧客は、利札の引渡しを行わないものとする。

2 (略)

(引渡有価証券の券種及び組合せ)

第13条 正会員に売付けの委託(投資信託受益証券及び債券(転換社債型新株予約権付社債券を除く。))の売付けの委託を除く。)をした顧客が、その決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによるものとし、新株予約権証券及び転換社債型新株予約権付社債券については、無記名式のものでなければならない。ただし、株券の当日決済取引による売付けの委託において、受託正会員が同意した場合においては、他の券種の有価証券によることができる。

(1) 株券の売付けについては、売買単位の券種の株券又は他の券種の株券で各株券の表示する株式数(優先出資及び投資口の口数を含む。以下同じ。)の合計が売買単位となるように組み合わせたもの

(2) 新株予約権証券の売付けについては、

(削る)

第16条及び第17条 削除

(削る)

(保管振替機構等の規則の適用)

第18条 株券、新株予約権証券又は転換社債型

売買単位の券種の新株予約権証券又は他の券種の新株予約権証券で各新株予約権証券に係る新株予約権の目的である株式の数の合計が売買単位となるように組み合わせたもの

(3) 転換社債型新株予約権付社債券の売付けについては、売買単位の額面金額の券種であつて、かつ、無記名式の転換社債型新株予約権付社債券

2 前項の規定にかかわらず、株券の売付けの委託（投資信託受益証券の売付けの委託を除く。）において、受託正会員が同意した場合には、顧客は、他の券種の株券を引き渡すことができる。

(株式数が読み替えられる株券の取扱い)

第14条 顧客は、株式（投資口を含む。以下同じ。）の併合、分割又は端数等無償割当て（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第88条第2項に規定する端数等無償割当てをいう。以下同じ。）に伴い株式数が読み替えられる株券を、当該併合、分割又は端数等無償割当ての効力発生の日以後、決済のために引き渡すことができない。

第16条 削除

(商号変更の場合の決済物件)

第17条 上場会社（取引所に上場されている株券の発行者をいう。以下同じ。）が商号変更（名称変更を含む。以下同じ。）を行う場合の商号変更日以後の株券の売買の決済については、商号変更日から当該上場会社の最初に到来する事業年度の末日までの期間に限り、商号変更前の株券を決済物件として取り扱うことができる。

(保管振替機構等の規則の適用)

第18条 株券（投資信託受益証券を除く。以下

新株予約権付社債券の売買の受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、保管振替機構が定める株式等の振替に関する業務規程に基づき正会員と顧客との間で締結される契約によるものとする。

2 (略)

(削る)

(口座振替による受渡し)

第19条 正会員は、顧客から株券、新株予約権証券又は債券の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために振替法に基づく口座を設定し、売付け又は買付けに係る有価証券の受渡しを、その口座との間の振替により行うものとする。ただし、振替法に基づく顧客の他の口座との間の振替により有価証券の受渡しを行う場合は、この限りでない。

(削る)

次条において同じ。)又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の受託に関し顧客が保振法に基づく口座の振替により株券又は転換社債型新株予約権付社債券の授受を行う場合の当該受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、保管振替機構が定める株券等に関する業務規程に基づき正会員と顧客との間で締結される契約によるものとする。

2 (略)

3 投資信託受益証券の売買の受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、保管振替機構が定める上場投資信託受益権に関する業務規程に基づき正会員と顧客との間で締結される契約によるものとする。

(口座振替による受渡し)

第19条 正会員は、顧客から株券又は転換社債型新株予約権付社債券の売買の委託を受けた場合において、正会員が当該顧客のために保振法に基づく口座を設定しているときは、売付け又は買付けに係る株券又は転換社債型新株予約権付社債券の受渡しを、その口座の振替により行うものとする。ただし、顧客がその口座の振替により、売付株券若しくは売付転換社債型新株予約権付社債券を交付しない旨又は買付株券若しくは買付転換社債型新株予約権付社債券の引渡しを受けない旨の申し出を行った場合には、この限りでない。

2 正会員は、顧客から債券(転換社債型新株予約権付社債券を除く。)又は投資信託受益証券の売買の委託を受けたときは、当該顧客のために社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)に基づく口座を設定し、売付け又は買付けに係る債券又は受益証券の受渡しを、その口座の振替により行うものとする。ただし、保管振替機構における口座の振替により有価証券の受渡しを

(信用取引による有価証券又は金銭の貸付けの弁済期限)

第32条 (略)

2 第39条第2項に規定する調整が行われた場合の新株式に係る売付有価証券又は買付代金の貸付けの弁済期限は、株式分割又は株式無償割当ての対象となった株式(優先出資、受益権及び投資口に表示される権利を含む。第38条及び第39条において同じ。)の売付け又は買付けが成立した日の6か月目の応当日から起算して4日目の日を超えて繰り延べることができない。

(株式分割等による株式を受ける権利等が付与された場合の有価証券の弁済)

第38条 株式分割等による株式を受ける権利

(株式分割による株式を受ける権利、株式無償割当てによる株式を受ける権利及び会社分割による株式を受ける権利をいう。)、新株予約権(募集株式の割当てを受ける権利並びに優先出資及び新受益権の割当てを受ける権利を含む。以下同じ。)又は新株予約権の割当てを受ける権利(以下「株式分割等による株式を受ける権利等」という。)が付与された有価証券についての信用取引による有価証券の貸付けの弁済期日が、当該株式分割等による株式を受ける権利等の割当日の翌日となるものの弁済は、権利落の株券をもってこれを行うものとする。

(顧客の決済不履行の場合の措置)

第42条 (略)

2 正会員が前項により損害を被った場合においては、顧客のために占有し、又は振替法に基づく口座に記録する金銭及び有価証券をもって、その

行う場合は、この限りでない。

(信用取引による有価証券又は金銭の貸付けの弁済期限)

第32条 (略)

2 第39条第2項に規定する調整が行われた場合の新株式に係る売付有価証券又は買付代金の貸付けの弁済期限は、株式分割又は株式無償割当ての対象となった株式の売付け又は買付けが成立した日の6か月目の応当日から起算して4日目の日を超えて繰り延べることができない。

(株式分割等による株式を受ける権利等が付与された場合の有価証券の弁済)

第38条 株式分割等による株式を受ける権利

(株式分割による株式(優先出資、受益権及び投資口を含む。)を受ける権利、株式無償割当てによる株式を受ける権利及び会社分割による株式を受ける権利をいう。)、新株予約権(募集株式の割当てを受ける権利並びに優先出資及び新受益権の割当てを受ける権利を含む。以下同じ。)又は新株予約権の割当てを受ける権利(以下「株式分割等による株式を受ける権利等」という。)が付与された有価証券についての信用取引による有価証券の貸付けの弁済期日が、当該株式分割等による株式を受ける権利等の割当日の翌日となるものの弁済は、権利落の株券をもってこれを行うものとする。

(顧客の決済不履行の場合の措置)

第42条 (略)

2 正会員が前項により損害を被った場合においては、顧客のために占有する金銭及び有価証券をもって、その損害の賠償に充当し、なお不足があ

損害の賠償に充当し、なお不足があるときは、その不足額の支払いを顧客に対し請求することができる。

るときは、その不足額の支払いを顧客に対し請求することができる。

付 則

- 1 この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。ただし、次項の規定は、平成20年1月25日から施行する。
- 2 株券（投資信託受益証券を除く。）について、保管振替機構が、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）に基づき、同法の施行日の前日における実質株主（実質優先出資者および実質投資主を含む。以下同じ。）の通知を行うため当該実質株主を確定するための期日の4日前（休業日を除外する。）の日に成立した普通取引における顧客の受渡時限に係る第11条第1項の規定の適用については、同項中「4日目」とあるのは「5日目」とする。
- 3 平成21年1月4日以前に売買が開始された新株予約権証券の売買に係る決済については、なお従前の例による。

新株予約権証券確約書の一部改正新旧対照表

新	旧
確約書	確約書
平成 年 月 日	平成 年 月 日
証券会員制法人 福岡証券取引所 理事長 殿	証券会員制法人 福岡証券取引所 理事長 殿
<u>本店所在地</u>	<u>本店所在地</u>
<u>会社名</u> 印	<u>会社名</u> 印
代表者の	代表者の
<u>役職氏名</u> 印	<u>役職氏名</u> 印
(コード番号)	(コード番号)
<p>本会社は、平成 年 月 日発行の新株予約権証券の上場に関して、次の各項に掲げる事項を、貴取引所に対し確約いたします。</p> <p>1. ・ 2. (略) (削る)</p> <p>(削る)</p> <p>3. (略) (削る)</p> <p>4. (略)</p> <p>5. (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成 21 年 1 月 5 日から施行する。</p>	<p>本会社は、平成 年 月 日発行の新株予約権証券の上場に関して、次の各項に掲げる事項を、貴取引所に対し確約いたします。</p> <p>1. ・ 2. (略)</p> <p>3. <u>本会社は、新株予約権証券を新株予約権者の請求により発行する場合において、新株予約権者の請求があったときは、速やかに新株予約権証券を発行いたします。</u></p> <p>4. <u>本会社は、上場新株予約権証券の取扱場所を、貴取引所の認める場所に設置いたします。</u></p> <p>5. (略)</p> <p>6. <u>本会社は、貴取引所における売買の決済に支障をきたさないよう新株予約権の行使が行われた場合に株券を遅滞なく発行します。</u></p> <p>7. (略)</p> <p>8. (略)</p>

発行日決済取引の委託についての約諾書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(占有物の処分)</p> <p>第5条 私が発行日決済取引に関し、貴社に対し負担する債務を履行しなかった場合には、<u>証券取引に関し貴社が占有し、又は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）に基づく口座に記録している私の動産、有価証券は貴社が処分できるものとし、この場合すべて前条に準じて取り扱われることに異議のないこと。</u></p> <p><u>(有価証券)</u></p> <p>第16条 <u>この約諾書において、有価証券とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第1項に規定する有価証券及び同条第2項の規定により当該有価証券とみなされる権利をいうこと。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。</p>	<p>(占有物の処分)</p> <p>第5条 私が発行日決済取引に関し、貴社に対し負担する債務を履行しなかった場合には、<u>金融商品取引に関し貴社の占有している私の動産、有価証券は貴社が処分できるものとし、この場合すべて前条に準じて取り扱われることに異議のないこと。</u></p> <p>(新設)</p>

信用取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>私は、信用取引制度の特徴及び仕組み等に関し、貴社から受けた説明の内容を十分把握し、私の判断と責任において信用取引を行います。</p> <p>つきましては、貴社に信用取引口座を設定するに際し、<u>金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）</u>その他の法令、信用取引に係る売買を執行する取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所（以下「当該取引所」という。）の受託契約準則、定款、業務規程、その他諸規則及び決定事項並びに慣行中、信用取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。なお、本約諾書における用語の意義は、当該取引所の諸規則において定めるところに従います。</p>	<p>私は、信用取引制度の特徴及び仕組み等に関し、貴社から受けた説明の内容を十分把握し、私の判断と責任において信用取引を行います。</p> <p>つきましては、貴社に信用取引口座を設定するに際し、<u>金融商品取引法</u>その他の法令、信用取引に係る売買を執行する取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所（以下「当該取引所」という。）の受託契約準則、定款、業務規程、その他諸規則及び決定事項並びに慣行中、信用取引の条件に関連する条項に従うとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、この約諾書を差し入れます。なお、本約諾書における用語の意義は、当該取引所の諸規則において定めるところに従います。</p>
<p>（弁済条件の変更）</p> <p>第5条 当該取引所が、天災地変、経済事情の激変、上場廃止その他やむを得ない理由に基づいて、信用取引に係る弁済条件の変更を行った場合には、その措置に従うこと。</p>	<p>（弁済条件の変更）</p> <p>第5条 当該取引所が、天災地変、経済事情の激変、<u>登録取消し</u>、上場廃止その他やむを得ない理由に基づいて、信用取引に係る弁済条件の変更を行った場合には、その措置に従うこと。</p>
<p>（委託保証金等の処分）</p> <p>第10条 私が信用取引に関し、貴社に対し負担する債務を所定の時限までに履行しないときは、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続きによらないで、次の各号に掲げるものを、私の計算において、その方法、時期、場所、価格等は貴社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当されても異議なく、また当該弁済充当を行った結果、残債務がある場合は直ちに弁済を行うこと。</p>	<p>（委託保証金等の処分）</p> <p>第10条 私が信用取引に関し、貴社に対し負担する債務を所定の時限までに履行しないときは、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続きによらないで、次の各号に掲げるものを、私の計算において、その方法、時期、場所、価格等は貴社の任意で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当されても異議なく、また当該弁済充当を行った結果、残債務がある場合は直ちに弁済を行うこと。</p>

(1) (略)

(2) その他証券取引に関し、貴社が占有し、又は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）に基づく口座に記録している私の有価証券及びその他の動産

(通知金融商品取引業者等に該当した場合の措置)

第14条 次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社又は貴社が加入する投資者保護基金（以下「基金」という。）から特段の通知がない限り、私が貴社に設定した信用取引口座を通じて処理されるすべての信用取引（以下「当該信用取引」という。）に係る私の債務につき、当然期限の利益が失われ、かつ、決済のための売付け及び買付けを行うことができなくなることを。

(1) 貴社が法に定める通知金融商品業者に該当し、基金が貴社の顧客分別金信託の受益権を行使したとき。

(2) 貴社が法に定める認定金融商品取引業者に該当し、基金がその広告を行ったとき。

2 (略)

(有価証券)

第26条 この約諾書において、有価証券とは、法第2条第1項に規定する有価証券及び同条第2項の規定により当該有価証券とみなされる権利をいうこと。

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

(1) (略)

(2) その他金融商品取引に関し、貴社が占有している私の有価証券及びその他の動産

(通知金融商品取引業者等に該当した場合の措置)

第14条 次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、貴社又は貴社が加入する投資者保護基金（以下「基金」という。）から特段の通知がない限り、私が貴社に設定した信用取引口座を通じて処理されるすべての信用取引（以下「当該信用取引」という。）に係る私の債務につき、当然期限の利益が失われ、かつ、決済のための売付け及び買付けを行うことができなくなることを。

(1) 貴社が金融商品取引法に定める通知金融商品業者に該当し、基金が貴社の顧客分別金信託の受益権を行使したとき。

(2) 貴社が金融商品取引法に定める認定金融商品取引業者に該当し、基金がその広告を行ったとき。

2 (略)

(新設)

立会外取引に関する業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(削る)</p> <p>(有価証券等清算取次ぎに対する適用)</p> <p><u>第20条</u> (略)</p> <p>付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。ただし、次項の規定は、平成20年12月25日から施行する。</p> <p>2 株券及び投資証券について、株式会社証券保管振替機構が、株式等の取引に係る決済の合理</p>	<p>(引渡有価証券の券種及び組合せ)</p> <p><u>第20条</u> <u>正会員に売付けを委託(投資信託受益証券の売付けの委託を除く。)</u>をした顧客が、<u>立会外取引の決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによるものとし転換社債型新株予約権付社債券については、無記名式のものでなければならない。ただし、株券の第5条第1号に規定する日に決済を行う単一銘柄取引による売付けの委託において、受託正会員が同意した場合においては、他の券種の有価証券によることができる。</u></p> <p><u>(1) 株券の売付けについては、売買単位の券種の株券又は他の券種の株券で各株券の表示する株式数の合計が売買単位となるように組み合わせたもの</u></p> <p><u>(2) 転換社債型新株予約権付社債券の売付けについては、額面金額が売買単位の券種の転換社債型新株予約権付社債券</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、株券の売付けの委託(投資信託受益証券の売付けの委託を除く。)</u>において、<u>受託正会員が同意した場合には、顧客は、他の券種の株券を引き渡すことができる。</u></p> <p>(有価証券等清算取次ぎに対する適用)</p> <p><u>第22条</u> (略)</p>

化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）に基づき、同法の施行日の前日における実質株主（実質優先出資者および実質投資主を含む。以下同じ。）の通知を行うため当該実質株主を確定するための期日の4日前（休業日を除く。）の日における立会外取引に係る第5条第2号及び第19条第1項第2号の規定の適用については、これらの規定中「4日目」とあるのは「5日目」とする。

安定操作取引についての定款第59条に関する理事会決定の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 正会員は、募集（50名以上の者を相手方として行うものに限る。以下同じ。）又は売出し（役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与に係る募集又は売出しを除く。）に係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券（以下「時価転換社債型新株予約権証券」という。）又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券（以下「時価転換社債型新株予約権付社債券」という。）以外の新株予約権証券又は社債券及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）以外の優先出資証券を除く。）の発行者が発行する上場株券（時価転換社債型新株予約権証券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価転換社債型新株予約権証券、時価転換社債型新株予約権付社債券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価転換社債型新株予約権付社債券）、上場優先出資証券若しくは上場投資証券（以下「上場株券等」という。）又は上場投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。）について、安定操作取引（金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。）第20条第1項に規定する安定操作取引。以下同じ。）をすることができる期間（施行令第22条第2項から第4項までに規定する安定操作期間（以下「安定操作期間」という。））内において執行する条件の買付けに関し、次に掲げる行為（<u>有価証券の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引における権利行使に</u></p>	<p>1 正会員は、募集（50名以上の者を相手方として行うものに限る。以下同じ。）又は売出し（役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与に係る募集又は売出しを除く。）に係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券（以下「時価転換社債型新株予約権証券」という。）又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券（以下「時価転換社債型新株予約権付社債券」という。）以外の新株予約権証券又は社債券及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券（協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。）以外の優先出資証券を除く。）の発行者が発行する上場株券（時価転換社債型新株予約権証券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価転換社債型新株予約権証券、時価転換社債型新株予約権付社債券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価転換社債型新株予約権付社債券）、上場優先出資証券若しくは上場投資証券（以下「上場株券等」という。）又は上場投資信託受益証券（投資信託の受益証券をいう。）について、安定操作取引（金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。以下「施行令」という。）第20条第1項に規定する安定操作取引。以下同じ。）をすることができる期間（施行令第22条第2項から第4項までに規定する安定操作期間（以下「安定操作期間」という。））内において執行する条件の買付けに関し、次に掲げる行為を行ってはならない。</p>

より成立する有価証券の買付けの受託を除く。)

を行ってはならない。

(1) ~ (4) (略)

- 2 正会員は、安定操作取引が最初に行われた時から安定操作期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われたことを知りながら、その旨を表示しないで、当該有価証券の発行者が発行する株券、優先出資証券、時価転換社債型新株予約権証券、投資証券又は時価転換社債型新株予約権付社債券(安定操作取引に係る有価証券が投資信託受益証券である場合にあっては、当該投資信託受益証券)について買付けの受託又は売付け(金融商品取引業者からの買付けの受託、金融商品取引業者への売付け及び有価証券等清算取次ぎによる売付けを除く。)若しくはその売付けに係る有価証券等清算取次ぎの委託をしてはならない。(有価証券の売買に係る法第2条第21項第3号に掲げる取引における権利行使により成立する有価証券の買付けの受託を除く。)

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

(1) ~ (4) (略)

- 2 正会員は、安定操作取引が最初に行われた時から安定操作期間の末日までの間において、当該安定操作取引に係る有価証券につき安定操作取引が行われたことを知りながら、その旨を表示しないで、当該有価証券の発行者が発行する株券、優先出資証券、時価転換社債型新株予約権証券、投資証券又は時価転換社債型新株予約権付社債券(安定操作取引に係る有価証券が投資信託受益証券である場合にあっては、当該投資信託受益証券)について買付けの受託又は売付け(金融商品取引業者からの買付けの受託、金融商品取引業者への売付け及び有価証券等清算取次ぎによる売付けを除く。)若しくはその売付けに係る有価証券等清算取次ぎの委託をしてはならない。

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>第3条及び第4条 削除</u></p> <p>(削る)</p> <p>(発行日決済取引の期間)</p> <p><u>第5条 規程第8条第6項に規定する本所が定める日は、本所が特に必要があると認めてその都度定める場合を除き、保管振替機構において新株券に係る新規記録が行われる日の3日前(休業日を除外する。以下日数計算において同じ。)</u> <u>の日とする。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p><u>(保管振替機構が実質株主の通知を行うために本所が必要と認める日)</u></p> <p><u>第3条 規程第8条第3項第4号に規定する本所が必要と認める日は、当該株券(投資証券を除く。)の発行者が事業年度を1年とする法人である場合(会社法第454条第5項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときを除く。)</u> <u>において、各事業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日の3日前(休業日を除外する。以下日数計算において同じ。)</u> <u>の日(6か月を経過した日が休業日に当たるときは、当該日の4日前の日)とする。</u></p> <p><u>第4条 削除</u></p> <p>(発行日決済取引の期間)</p> <p><u>第5条 規程第8条第6項に規定する本所が定める日は、本所が特に必要があると認めてその都度定める場合を除き、次の各号に定める日とする。</u></p> <p><u>(1) 新株券(新株予約権証券及び新投資信託受益証券を除く。)の発行日決済取引</u></p> <p><u>a 株主割当により発行される場合</u> <u>全株主に対する当該新株券発送の日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。)</u></p> <p><u>b 一般募集により発行される場合</u> <u>全引受人に対する当該新株券交付の日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)</u></p> <p><u>(2) 新株予約権証券の発行日決済取引</u> <u>株主が請求により即日新株予約権証券を</u></p>

(削る)

(気配表示)

第 1 1 条 規程第 1 2 条第 2 項第 4 号及び第 5 項
かっこ書、同第 3 1 条かっこ書並びに同第 3 4
条第 1 項かっこ書に規定する気配表示は、呼値
に関する規則第 9 条に規定する気配表示とす
る。

(株券の売買単位)

第 1 5 条 規程第 1 5 条第 1 号 a ただし書に規定
する株券の売買単位は、当該株券の発行者が上
場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等
に関する規則第 2 条第 6 項の規定による開示に
おいて、一定期間内に単元株式数の引下げを
実施する方針を表明している場合その他の場合
で、本所が適当と認めるときは、当該発行者
からの申告に応じて本所がその都度定める株
数とする。

(債券の売買単位)

第 1 6 条 規程第 1 5 条第 3 号に規定する債券
の売買単位は、額面金額とする。

(転換社債型新株予約権付社債券の売買単位)

第 1 7 条 規程第 1 5 条第 4 号に規定する
転換社債型新株予約権付社債券の売買単位は、額面金額とする。

取得し得る状態の日又は全株主に対する当該
新株予約権証券発送の日から起算して 1 0 日
を経過した日の 3 日前の日

(3) 新投資信託受益証券の発行日決済取引
受益者割当に係る効力発生日の翌日

(気配表示)

第 1 1 条 規程第 1 2 条第 2 項第 4 号及び第 5 項
かっこ書、同第 3 1 条かっこ書、同第 3 4 条第
1 項かっこ書並びに同第 5 0 条に規定する気配
表示は、呼値に関する規則第 9 条に規定する気
配表示とする。

(株券の売買単位)

第 1 5 条 規程第 1 5 条第 1 号 a ただし書に規定
する株券の売買単位は、当該株券の発行者が上
場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等
に関する規則第 2 条第 6 項の規定による開示に
おいて、一定期間内に単元株式数の引下げを
実施する方針を表明し、かつ、当該発行者の定款に
単元未満株式に係る株券を発行しないことを定
めていない場合その他の場合で、本所が適当と
認めるときは、当該発行者からの申告に応じて
本所がその都度定める株数とする。

(債券の売買単位)

第 1 6 条 規程第 1 5 条第 3 号に規定する債券
の売買単位は、銘柄ごとに、額面 1 , 0 0 0 万円
である場合は額面 1 , 0 0 0 万円、額面 1 0 0
万円である場合は額面 1 0 0 万円、額面 1 0 万
円である場合は額面 1 0 万円とする。

(転換社債型新株予約権付社債券の売買単位)

第 1 7 条 規程第 1 5 条第 4 号に規定する
転換社債型新株予約権付社債券の売買単位は、銘柄ご
とに、発行されている券種が、額面 5 0 0 万円

券のものは額面500万円、額面400万円券のものは額面400万円、額面300万円券のものは額面300万円、額面200万円券のものは額面200万円、額面100万円券のものは額面100万円、額面50万円券のものは額面50万円、額面10万円券のものは額面10万円とする。

(取得対価の変更期日等)

第19条 規程第26条に規定する取得対価の変更期日及び行使条件の変更期日は、次の各号に定める日とする。

(1) 当日決済取引

優先株の発行者の定める取得対価の変更が行われる日の前日(当該日に保管振替機構において取得請求の取次ぎが停止されているときは、変更前の条件での取得請求が可能な期間の最終日)及び転換社債型新株予約権付社債券等の発行者の定める行使条件の変更が行われる日の前日(当該日に保管振替機構において行使請求の取次ぎが停止されているときは、変更前の条件での行使請求が可能な期間の最終日。以下「旧条件最終適用日」という。)の翌日

(2) 普通取引

旧条件最終適用日の3日前の日(旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の4日前の日)とする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、旧条件最終適用日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)が利払期日の前日に当たるときは、旧条件最終適用日の4日前の日(旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の5日前の日)とする。

(取得対価の変更期日等)

第19条 規程第26条に規定する取得対価の変更期日及び行使条件の変更期日は、次の各号に定める日とする。

(1) 当日決済取引

優先株の発行者の定める取得対価の変更が行われる日の前日及び転換社債型新株予約権付社債券等の発行者の定める行使条件の変更が行われる日の前日(以下「旧条件最終適用日」という。)の翌日

(2) 普通取引

旧条件最終適用日の3日前の日(旧条件最終適用日が休業日に当たる場合は、旧条件最終適用日の4日前の日)とする。ただし、利付転換社債型新株予約権付社債券の売買において、旧条件最終適用日の前日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)が利払期日の前日に当たるときは、旧条件最終適用日の4日前の日(旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の5日前の日)とする。

(売買の停止)

第 2 1 条 規程第 2 8 条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 規程第 2 8 条第 1 号の 2 に掲げる場合の当該債券の売買の停止は、原則として、抽選償還の当選番号発表日の 3 日前の日 (当選番号発表日が休業日に当たるときは当該日の 4 日前の日) から当選番号発表日までとする。

(3) ~ (5) (略)

付 則

1 この改正規定は、平成 2 1 年 1 月 5 日から施行する。

2 この改正規定施行の日前に売買が開始された新株予約権証券に係る発行日決済取引については、なお従前の例による。

(売買の停止)

第 2 1 条 規程第 2 8 条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 規程第 2 8 条第 1 号の 2 に掲げる場合の当該債券又は轉換社債型新株予約権付社債券の売買の停止は、原則として、抽選償還の当選番号発表日の 3 日前の日 (当選番号発表日が休業日に当たるときは当該日の 4 日前の日) から当選番号発表日までとする。

(3) ~ (5) (略)

監理銘柄及び整理銘柄に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(監理銘柄、整理銘柄への指定)</p> <p>第 3 条 監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券 (優先株、投資信託受益証券及び投資証券を除く。以下同じ。) については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理銘柄への指定</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(j)、(k)又は(n)に該当する場合は監理銘柄 (審査中) に指定し、それ以外の場合は監理銘柄 (確認中) に指定する。</p> <p>(a) ~ (m) の 3 (略)</p> <p>(m) の 4 上場会社が株券上場廃止基準の取扱い 1 . (1 5) b に規定する株式の全部の取得を行う旨の発表等を行ったとき。</p> <p>(n) 株券上場廃止基準第 2 条第 1 9 号 (同基準第 2 条の 2 第 3 号の規定による場合を含む。) に該当するおそれがあると本所が認める場合</p> <p>b 整理銘柄への指定</p> <p>上場株券が株券上場廃止基準第 2 条の各号又は第 2 条の 2 の各号のいずれかに該当する場合 (同基準第 2 条各号 (同基準第 2 条の 2 第 4 号の規定による場合を含む。) にあっては、第 8 号のうち株券上場廃止基準の取扱い 1 . (8) b の (a) に規定する合併による解散の場合、第 1 2 号のうち株券上場廃止基準の取扱い 4 . (1) b に該当する場合、第 1 5 号のうち株券上場廃止基準の取扱い 1 . (1 3) a に規定する株式交換又は株式移転</p>	<p>(監理銘柄、整理銘柄への指定)</p> <p>第 3 条 監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券 (優先株、投資信託受益証券及び投資証券を除く。以下同じ。) については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理銘柄への指定</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(j)、(k)又は(n)に該当する場合は監理銘柄 (審査中) に指定し、それ以外の場合は監理銘柄 (確認中) に指定する。</p> <p>(a) ~ (m) の 3 (略)</p> <p>(m) の 4 上場会社が株券上場廃止基準の取扱い 1 . (1 4) b に規定する株式の全部の取得を行う旨の発表等を行ったとき。</p> <p>(n) 株券上場廃止基準第 2 条第 1 9 号 (同基準第 2 条の 2 第 3 号の規定による場合を含む。) <u>(株券の不正発行の場合を除く。)</u> に該当するおそれがあると本所が認める場合</p> <p>b 整理銘柄への指定</p> <p>上場株券が株券上場廃止基準第 2 条の各号又は第 2 条の 2 の各号のいずれかに該当する場合 (同基準第 2 条各号 (同基準第 2 条の 2 第 4 号の規定による場合を含む。) にあっては、第 8 号のうち株券上場廃止基準の取扱い 1 . (8) b の (a) に規定する合併による解散の場合、第 1 2 号のうち株券上場廃止基準の取扱い 4 . (1) b に該当する場合、第 1 5 号のうち株券上場廃止基準の取扱い 1 . (1 3) a に規定する株式交換又は株式移転</p>

による完全子会社化の場合及び第18号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(15)aに該当する場合を除く。)には、当該株券を整理銘柄に指定することができる。

(2) 優先株については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定

上場優先株が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、当該優先株の発行者が発行する株券が監理銘柄(審査中)に指定されている場合又は(a)の3に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。

(a)~(a)の3 (略)

(b) 優先株に関する特例第4条第2項第7号に該当するおそれがあると本所が認める場合

(c) (略)

b 整理銘柄への指定

上場優先株が優先株に関する特例第4条第1項各号(株券上場廃止基準の取扱い1.(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合及び株券上場廃止基準の取扱い1.(13)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合を除く。)又は同条第2項第1号、第2号、第4号から第6号まで若しくは第7号のいずれかに該当する場合には、当該株券を整理銘柄に指定することができる。

(2)の2 不動産投資信託証券については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定

上場不動産投資信託証券が次のいずれかに該当する場合には、当該不動産投資信託証券

による完全子会社化の場合、第18号のうち株券上場廃止基準の取扱い1.(15)aに該当する場合及び第19号のうち株券の不正発行の場合を除く。)には、当該株券を整理銘柄に指定することができる。

(2) 優先株については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定

上場優先株が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、当該優先株の発行者が発行する株券が監理銘柄(審査中)に指定されている場合又は(a)の3に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。

(a)~(a)の3 (略)

(b) 優先株に関する特例第4条第2項第7号(株券の不正発行の場合を除く。)に該当するおそれがあると本所が認める場合

(c) (略)

b 整理銘柄への指定

上場優先株が優先株に関する特例第4条第1項各号(株券上場廃止基準の取扱い1.(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合、株券上場廃止基準の取扱い1.(13)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び株券の不正発行の場合を除く。)又は同条第2項第1号、第2号、第4号から第6号まで若しくは第7号(株券の不正発行の場合を除く。)のいずれかに該当する場合には、当該株券を整理銘柄に指定することができる。

(2)の2 不動産投資信託証券については、次のとおりとする。

a 監理銘柄への指定

上場不動産投資信託証券が次のいずれかに該当する場合には、当該不動産投資信託証券

を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(g)、(h)又は(k)に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。

(a)～(j) (略)

(k) 不動産投信特例第12条第2項第17号に該当するおそれがあると本所が認める場合

b 整理銘柄への指定

不動産投信特例第12条第1項各号又は第2項各号に該当する場合(同条第1項第3号aの(a)のうち不動産投信特例取扱い9.(1)aに規定する合併による解散の場合及び投資法人の存続期間が満了となる場合及び同条第2項第15号のうち受益証券に係る投資信託契約が終了となる場合を除く。)には、当該不動産投資信託証券を整理銘柄に指定することができる。

(3) 債券については、次のとおりとする。

a (略)

b 整理銘柄への指定

上場債券が債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第1項各号(株券上場廃止基準の取扱い1.(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合及び株券上場廃止基準の取扱い1.(13)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合を除く。)、同条第2項第1号、第2号(債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより最終償還期限が到来することとなる場合に限る。)、第4号、第5号若しくは第6号、第8条第1項(債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い4.(2)i

を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(g)、(h)又は(k)に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。

(a)～(j) (略)

(k) 不動産投信特例第12条第2項第17号(不動産投資信託証券(投資証券に限る。)の不正発行の場合を除く。)に該当するおそれがあると本所が認める場合

b 整理銘柄への指定

不動産投信特例第12条第1項各号又は第2項各号に該当する場合(同条第1項第3号aの(a)のうち不動産投信特例取扱い9.(1)aに規定する合併による解散の場合及び投資法人の存続期間が満了となる場合、同条第2項第15号のうち受益証券に係る投資信託契約が終了となる場合並びに同項第17号のうち不動産投資信託証券(投資証券に限る。)の不正発行の場合を除く。)には、当該不動産投資信託証券を整理銘柄に指定することができる。

(3) 債券については、次のとおりとする。

a (略)

b 整理銘柄への指定

上場債券が債券に関する有価証券上場規程の特例第7条第1項各号(株券上場廃止基準の取扱い1.(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合、株券上場廃止基準の取扱い1.(13)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び株券の不正発行の場合を除く。)、同条第2項第1号、第2号(債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより最終償還期限が到来することとなる場合に限る。)、第4号、第5号若しくは第6号、第8条第1項(債券に関する有価証券上場規程の特例の

に規定する合併による解散の場合を除く。)又は同条第2項のうち「未償還額面総額が3億円未満となった場合」、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより「最終償還期限が到来することとなる場合」、「指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合」若しくは「公益又は投資者保護のため、本所が上場廃止を適当と認めた場合」に該当する場合は、当該債券を整理銘柄に指定することができる。

(4) 転換社債型新株予約権付社債券については、次のとおりとする。

a (略)

b 整理銘柄への指定

上場転換社債型新株予約権付社債券が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第1項各号(株券上場廃止基準の取扱い1.(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合を除く。)又は同条第2項第1号、第2号(最終償還期限の到来により新株予約権の行使期間が満了となる場合を除く。)、第4号(上場銘柄と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定により速やかに上場される見込みのある場合を除く。)、第5号若しくは第6号に該当する場合は、当該転換社債型新株予約権付社債券を整理銘柄に指定することができる。

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

取扱い4.(2)iに規定する合併による解散の場合を除く。)又は同条第2項のうち「未償還額面総額が3億円未満となった場合」、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより「最終償還期限が到来することとなる場合」、「指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合」若しくは「公益又は投資者保護のため、本所が上場廃止を適当と認めた場合」に該当する場合は、当該債券を整理銘柄に指定することができる。

(4) 転換社債型新株予約権付社債券については、次のとおりとする。

a (略)

b 整理銘柄への指定

上場転換社債型新株予約権付社債券が転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第1項各号(株券上場廃止基準の取扱い1.(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合及び株券の不正発行の場合を除く。)又は同条第2項第1号、第2号(最終償還期限の到来により新株予約権の行使期間が満了となる場合を除く。)、第4号(上場銘柄と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定により速やかに上場される見込みのある場合を除く。)、第5号若しくは第6号に該当する場合は、当該転換社債型新株予約権付社債券を整理銘柄に指定することができる。

清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第2条から第4条まで 削除</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>(引渡有価証券)</p> <p>第2条 規程第8条に規定する売買の決済のために引き渡す有価証券は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 株券(優先出資証券及び投資証券を含む。)は、売買単位の券種の株券又は他の券種で各株券の表示する株式数(優先出資及び投資口の口数を含む。以下同じ。)の合計が売買単位となるように組み合わせたものとする。</p> <p>(2) 新株予約権証券は、売買単位の券種の新株予約権証券又は他の券種で各新株予約権証券に係る新株予約権の目的である株式の数の合計が売買単位となるように組み合わせたものであって、かつ、無記名式のものとする。</p> <p>(3) 転換社債型新株予約権付社債券(業務規程第2条第1項第2号に規定する転換社債型新株予約権付社債券をいう。以下同じ。)については、売買単位の額面金額の券種であって、かつ、無記名式のものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、株券(優先出資証券及び投資証券を含む。以下この項において同じ。)の売買の決済において、指定清算参加者が同意した場合には、非清算参加者は、他の券種の株券を引き渡すことができる。</p> <p>第3条 削除</p> <p>(商号変更の場合の決済物件)</p> <p>第4条 規程第11条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する本所が定める期間は、商号変更日から当該上場会社の最初に到来する事業年度の末日までとし、同条に</p>

(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)

第6条 非清算参加者は、クリアリング機構の業務方法書に規定するDVP決済の対象となる取引に係る有価証券の引渡しについて、クリアリング機構が必要と認めて証券決済未了を発生させてはならないと定める日においては、規程第12条に規定する繰延べを行うことができない。

2 非清算参加者が前項に規定する取引以外の取引に係る有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して5日目の日(以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。)までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、指定清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日(当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日)までに行わなければならない。

(1) 株主(優先出資者、受益者及び投資主を含む。)を確定するための基準日等の日

(2) 優先株の発行者の定める取得対価の変更(取得請求期間の中断を含む。)が行われる日の前日(取得請求権付株式について当該

規定する本所が定めるものは、商号変更前の株券とする。

(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)

第6条 非清算参加者は、株券及び転換社債型新株予約権付社債券(業務規程第8条第3項第2号に規定する転換社債型新株予約権付社債券をいう。以下同じ。)の普通取引、立会外分売に係る売買及び立会外取引特例第5条第2号に規定する日に決済を行う立会外取引(それぞれの取引に係る過誤訂正等のための売買を含む。)に係る有価証券の引渡しについて、クリアリング機構が必要と認めて証券決済未了を発生させてはならないと定める日においては、規程第12条に規定する繰延べを行うことができない。

2 非清算参加者が前項に規定する取引以外の株券等の売買に係る有価証券の引渡しの繰延べを行った場合における当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から起算して5日目(新株予約権証券については2日目)の日(以下この条において「繰延べに係る有価証券の引渡し期限」という。)までに行うものとする。ただし、当該有価証券の引渡しを繰り延べた日から繰延べに係る有価証券の引渡し期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の当該繰延べに係る有価証券の引渡しは、指定清算参加者の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日(当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前の日)までに行わなければならない。

(1) 株主(優先出資者、受益者及び投資主を含む。)の権利を確定するための基準日等の日

(2) 優先株の発行者の定める取得対価の変更(取得請求期間の中断を含む。)が行われる日の前日及び転換社債型新株予約権付社債

前日に株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」という。）において取得請求の取次ぎが停止されているときは、変更前の条件での取得請求が可能な期間の最終日）及び転換社債型新株予約権付社債券の発行者の定める行使条件の変更（行使期間の中断を含む。）が行われる日の前日（当該前日に保管振替機構において行使請求の取次ぎが停止されているときは、変更前の行使条件での行使請求が可能な期間の最終日）

（３）（略）

（削る）

（４）（略）

（５）利付債券の利払期日の前日

付 則

- 1 この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際、現に本所に上場されている新株予約権証券の売買に係る清算及び決済については、なお従前の例による。

券の発行者の定める行使条件の変更（行使期間の中断を含む。）が行われる日の前日

（３）（略）

（４）株券又は優先出資証券の発行者が事業年度を1年とする法人である場合（会社法（平成17年法律第86号）第454条第5項に規定する中間配当に係る基準日を定めている場合を除く。）において、各事業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日

（５）（略）

（６）利付債券及び利付転換社債型新株予約権付社債券の利払期日の前日

発行日決済取引の売買証拠金に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第4条 売買証拠金の代用として差し入れることができる有価証券の種類は、次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格は、当該差入日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下この項及び次条において同じ。)に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1) 国内の金融商品取引所に上場されている株券(優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。)、<u>外国投資信託の受益証券、外国投資証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券</u>を含む。次項において同じ。)</p> <p align="right">100分の70</p> <p>(2)~(11) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>第5条 削除</u></p>	<p>(代用有価証券の種類及び代用価格)</p> <p>第4条 売買証拠金の代用として差し入れることができる有価証券の種類は、次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格は、当該差入日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。)における時価(次項に定める時価をいう。以下この項及び次条において同じ。)に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。</p> <p>(1) 国内の金融商品取引所に上場されている株券(優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))を含む。次項において同じ。)</p> <p align="right">100分の70</p> <p>(2)~(11) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>(商号変更前の株券の代用の取扱い)</u></p> <p><u>第5条 商号変更の場合において清算・決済規程第11条の規定により決済物件として認められることとなった商号変更前の株券(優先出資証券、投資信託の受益証券及び投資証券を含む。以下この条において同じ。)</u>は、決済物件として認められている期間に限り、<u>売買証拠金の代用有価証券につき、株券に代わるものとして取り扱う。</u></p> <p><u>2 前項の規定は、国内の他の金融商品取引所の規則により、当該金融商品取引所において決済物件として認められている商号変更前の株券について準用する。</u></p>

(代用有価証券からの除外)

第6条 国内の金融商品取引所に上場されている株券(優先出資証券、投資信託の受益証券、外国投資信託の受益証券、投資証券、外国投資証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を含む。以下同じ。)が、その上場されている国内のすべての金融商品取引所において、当該金融商品取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合(次の各号に掲げる場合を除く。)には、該当した日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)から、当該株券及び当該株券(当該投資信託の受益証券、外国投資信託の受益証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を除く。)の発行者が発行する社債券を、売買証拠金の代用有価証券から除外する。

(1)~(3) (略)

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

(代用有価証券からの除外)

第6条 国内の金融商品取引所に上場されている株券(優先出資証券、投資信託の受益証券及び投資証券を含む。)が、その上場されている国内のすべての金融商品取引所において、当該金融商品取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合(次の各号に掲げる場合を除く。)には、該当した日の翌日(休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。)から、当該株券及び当該株券(当該優先出資証券、投資信託の受益証券及び投資信託の受益証券を除く。)の発行者が発行する社債券を、売買証拠金の代用有価証券から除外する。

(1)~(3) (略)

2 (略)

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. の2 第3条（新規上場申請手続）第1項関係</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 第7号に規定する<u>指定振替機関</u>として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。</p> <p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係（削る）</p> <p>(1) 第4号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、 の部及び の部からなるものとし、次のaからfまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者がQ - B o a r dへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部とし、新規上場申請者（Q - B o a r dへの上場を申請する者を除く。）が上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由により の部を作成することができない場合に限る。）には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部及び本所が上場審査のため適当と認める書類からなるものとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 新規上場申請者（Q - B o a r dへの新規上場申請者を除く。以下このc及び次のdにおいて同じ。）が最近1年間（上場申請日の直前事業年度の末日からさかのぼる。以下この2.、6.、8.及び10.における「最近」の起算について同じ。）又は上場申請日の属</p>	<p>1. の2 第3条（新規上場申請手続）第1項関係</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 第7号に規定する<u>指定保管振替機関</u>として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。</p> <p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1) <u>第2号に規定する「上場申請に係る有価証券の見本」</u>には、本所所定の証券見本目録を添付するものとする。</p> <p>(2) 第5号に規定する「上場申請のための有価証券報告書」は、 の部及び の部からなるものとし、次のaからfまでに定めるところによるものとする。ただし、新規上場申請者がQ - B o a r dへの上場を申請する者である場合には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部とし、新規上場申請者（Q - B o a r dへの上場を申請する者を除く。）が上場会社の人的分割によりその事業を承継する会社であって、当該分割前に上場申請を行う場合（正当な理由により の部を作成することができない場合に限る。）には、「上場申請のための有価証券報告書」は の部及び本所が上場審査のため適当と認める書類からなるものとする。</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 新規上場申請者（Q - B o a r dへの新規上場申請者を除く。以下このc及び次のdにおいて同じ。）が最近1年間（上場申請日の直前事業年度の末日からさかのぼる。以下この2.、6.、8.及び10.における「最近」の起算について同じ。）又は上場申請日の属</p>

する事業年度の初日以後において次の（ a ）
又は（ b ）に掲げる行為を行っている場合
（（ a ）に掲げる行為については、新規上場
申請者の子会社（財務諸表等の用語、様式及
び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省
令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）
第 8 条第 3 項に規定する子会社をいう。以下
同じ。）が行っている場合を含む。）は、a
及び b の規定により作成する「上場申請のた
めの有価証券報告書（ の部）」に当該（ a ）
又は（ b ）に定める財務計算に関する書類（当
該「上場申請のための有価証券報告書（ の
部）」に記載されているもの及び本所が添付
を要しないものとして認めるものを除く。）
を添付するものとする。ただし、当該（ a ）
又は（ b ）に掲げる行為が新規上場申請者の
財政状態及び経営成績に重要な影響を与えな
いときは、この限りでない。

（ a ） 合併（新規上場申請者とその子会社又
は新規上場申請者の子会社間の合併及び株
券上場審査基準第 4 条第 3 項第 1 号に該当
する合併を除く。（ 3 ） f 及び g の（ a ）
並びに 10 . （ 1 ） a において同じ。）

合併当事会社（新規上場申請者及びその
子会社を除く。（ 3 ） f 及び g の（ a ）に
おいて同じ。）に係る当該合併の直前の事
業年度及び連結会計年度の財務諸表等（連
結財務諸表を作成すべき会社でない場合及
び連結財務諸表を作成することが著しく困
難であると認められる場合は、連結財務諸
表を除くものとし、法の規定に従って財務
諸表等を作成することが著しく困難である
と認められる場合は、会社法の規定に従っ
て作成された貸借対照表及び損益計算書と
することができる。）

（ b ） （略）

する事業年度の初日以後において次の（ a ）
又は（ b ）に掲げる行為を行っている場合
（（ a ）に掲げる行為については、新規上場
申請者の子会社（財務諸表等の用語、様式及
び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省
令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）
第 8 条第 3 項に規定する子会社をいう。以下
同じ。）が行っている場合を含む。）は、a
及び b の規定により作成する「上場申請のた
めの有価証券報告書（ の部）」に当該（ a ）
又は（ b ）に定める財務計算に関する書類（当
該「上場申請のための有価証券報告書（ の
部）」に記載されているもの及び本所が添付
を要しないものとして認めるものを除く。）
を添付するものとする。ただし、当該（ a ）
又は（ b ）に掲げる行為が新規上場申請者の
財政状態及び経営成績に重要な影響を与えな
いときは、この限りでない。

（ a ） 合併（新規上場申請者とその子会社又
は新規上場申請者の子会社間の合併及び株
券上場審査基準第 4 条第 3 項第 1 号に該当
する合併を除く。（ 4 ） f 及び g の（ a ）
並びに 10 . a において同じ。）

合併当事会社（新規上場申請者及びその
子会社を除く。（ 4 ） f 及び g の（ a ）に
おいて同じ。）に係る当該合併の直前の事
業年度及び連結会計年度の財務諸表等（連
結財務諸表を作成すべき会社でない場合及
び連結財務諸表を作成することが著しく困
難であると認められる場合は、連結財務諸
表を除くものとし、法の規定に従って財務
諸表等を作成することが著しく困難である
と認められる場合は、会社法の規定に従っ
て作成された貸借対照表及び損益計算書と
することができる。）

（ b ） （略）

d ~ f (略)

(2) (略)

(3) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、Q - B o a r dへの新規上場申請者は、a、d及びeからgまでに規定する書類については、添付を要しない。

a 最近1年間に終了する事業年度の各四半期会計期間に係る「上場申請のための四半期報告書」 各1部

この場合において、当該「上場申請のための四半期報告書」は、開示府令第17条の15第1項第1号に規定する「第4号の3様式」に準じて作成するものとし、第6項及び第7項の規定に準じて四半期レビュー報告書及び四半期レビュー概要書を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに1か年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）は、持株会社になった日の子会社（継続開示会社であって四半期報告書を作成している場合に限る。）の当該四半期会計期間に係る四半期報告書の写しで足りるものとし、新規上場申請者が継続開示会社であって四半期報告書を作成している場合には、当該四半期会計期間に係る四半期報告書の写しで足りるものとする。

b ~ i (略)

j 本所所定の「株式の分布状況表」

この場合において、会社法又は優先出資法の規定により基準日を設けたとき（振替法第151条第1項第2号、第3号、第4号又は第6号の規定（同法第235条において準用する場合を含む。）に基づき振替機関が総株

d ~ f (略)

(3) (略)

(4) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、Q - B o a r dへの新規上場申請者は、a、d及びeからgまでに規定する書類については、添付を要しない。

a 最近1年間に終了する事業年度の各四半期会計期間に係る「上場申請のための四半期報告書」 各1部

この場合において、当該「上場申請のための四半期報告書」は、開示府令第17条の6第1項第1号に規定する「第4号の3様式」に準じて作成するものとし、第6項及び第7項の規定に準じて四半期レビュー報告書及び四半期レビュー概要書を添付するものとする。ただし、新規上場申請者が持株会社であって、持株会社になった後、上場申請日の直前事業年度の末日までに1か年以上を経過していない場合（他の会社に事業を承継させる又は譲渡することに伴い持株会社になった場合を除く。）は、持株会社になった日の子会社（継続開示会社であって四半期報告書を作成している場合に限る。）の当該四半期会計期間に係る四半期報告書の写しで足りるものとし、新規上場申請者が継続開示会社であって四半期報告書を作成している場合には、当該四半期会計期間に係る四半期報告書の写しで足りるものとする。

b ~ i (略)

j 本所所定の「株式の分布状況表」

この場合において、会社法又は優先出資法の規定により基準日を設けたとき（保振法第31条第1項第2号又は第3号の規定（同法第39条の5において準用する場合を含む。）に基づき保管振替機関が実質株主の通知を行

主通知を行った場合を含む。)は、当該基準日(振替機関が当該総株主通知を行った場合におけるその基準となる日を含む。以下「基準日等」という。)における株主若しくは優先出資者が所有する株式若しくは優先出資の数又は株主若しくは優先出資者の数を把握した都度、更新後の「株式の分布状況表」を提出するものとする。

k ~ m (略)

(削る)

n ~ nの4 (略)

o (略)

(4) (1) c 及び (3) g に規定する「重要な影響」については、別添1「新規上場申請者の合併等に係る「重要な影響」について」に定めるところによるものとする。

3. 第3条(新規上場申請手続)第3項関係

(1) 第3項の規定により有価証券上場申請書に添付する「上場申請のための有価証券報告書」は、2.(1)の規定にかかわらず、その部のみをもって成るものとし、2.(1) a から d までの規定に準じて作成するものとする。

(2) 第1号 c に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。

a (略)

b 2.(3) b 及び l から m までに規定する書類

c・d (略)

(3) 第2号 c に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。

a (略)

った場合を含む。)は、当該基準日(保管振替機関が当該実質株主の通知を行った場合におけるその基準となる日を含む。以下「基準日等」という。)における株主若しくは優先出資者が所有する株式若しくは優先出資の数又は株主若しくは優先出資者の数を把握した都度、更新後の「株式の分布状況表」を提出するものとする。

k ~ m (略)

n 株券上場審査基準第4条第1項第9号後段の規定を証する書面の写し

nの2 ~ nの5 (略)

o (略)

(5) (2) c 及び (4) g に規定する「重要な影響」については、別添1「新規上場申請者の合併等に係る「重要な影響」について」に定めるところによるものとする。

3. 第3条(新規上場申請手続)第3項関係

(1) 第3項の規定により有価証券上場申請書に添付する「上場申請のための有価証券報告書」は、2.(2)の規定にかかわらず、その部のみをもって成るものとし、2.(2) a から d までの規定に準じて作成するものとする。

(2) 第1号 c に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。

a (略)

b 2.(4) b 及び l から n までに規定する書類

c・d (略)

(3) 第2号 c に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。

a (略)

b 2.(3) b及びlからmまでに規定する書類
c・d (略)

5. 第3条(新規上場申請手続)第7項関係

(1)・(2) (略)

(3) 第1号の規定により本所が指定するものは「上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載及び添付する次の財務諸表等とする。

a 最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等(2.(1) dに規定する合併による解散会社又は持株会社になった日の子会社のうち主体会社でないものに係る財務諸表等を除く。)

b (略)

7. 第3条(新規上場申請手続)第9項関係

第9項に規定する「本所が定める財務計算に関する書類」とは、次の(1)から(4)までに掲げる書類をいい、当該(1)から(4)までに定める書面を添付するものとする。

(1) 2.(1) cに規定する書類、「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載される財務諸表等のうち2.(1) dに規定する合併による解散会社若しくは持株会社になった日の子会社のうち主体会社でないものに係るもの又は2.(3) d若しくはfに規定する書類(fに規定する書類にあっては、合併主体会社の財務諸表等に限る。)

法第193条の2の規定に準じた監査に基づく監査報告書。ただし、本所が適当と認める場合には、財務数値等に係る意見を記載した書面

この場合において、当該意見は、別添2「被合併会社等の財務諸表等に対する意見表明に

b 2.(4) b及びlからnまでに規定する書類
c・d (略)

5. 第3条(新規上場申請手続)第7項関係

(1)・(2) (略)

(3) 第1号の規定により本所が指定するものは「上場申請のための有価証券報告書(の部)」に記載及び添付する次の財務諸表等とする。

a 最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等(2.(2) dに規定する合併による解散会社又は持株会社になった日の子会社のうち主体会社でないものに係る財務諸表等を除く。)

b (略)

7. 第3条(新規上場申請手続)第9項関係

第9項に規定する「本所が定める財務計算に関する書類」とは、次の(1)から(4)までに掲げる書類をいい、当該(1)から(4)までに定める書面を添付するものとする。

(1) 2.(2) cに規定する書類、「上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載される財務諸表等のうち2.(2) dに規定する合併による解散会社若しくは持株会社になった日の子会社のうち主体会社でないものに係るもの又は2.(4) d若しくはfに規定する書類(fに規定する書類にあっては、合併主体会社の財務諸表等に限る。)

法第193条の2の規定に準じた監査に基づく監査報告書。ただし、本所が適当と認める場合には、財務数値等に係る意見を記載した書面

この場合において、当該意見は、別添2「被合併会社等の財務諸表等に対する意見表明に

係る基準」その他の合理的と認められる手続によるものであることを要するものとする。

(注) 合併主体会社とは、合併当事会社(新規上場申請者の子会社が合併を行っている場合には、合併当事会社(新規上場申請者の子会社を除く。)及び新規上場申請者)のうち、事業規模の最も大なる会社をいうものとする。この場合において、「事業規模」の大小は、総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額等を勘案して決定する。

(2) 2.(3)dの2並びに3.(2)c及び(3)cに規定する書類

財務数値等について合理的と認められる手続に従い意見を記載した書面

(3) 2.(3)e及びeの3に規定する書類
法第193条の2の規定に準じた監査に基づく監査報告書

(4) 2.(3)eの2又はgの(b)(承継される事業に係る財務計算に関する部分に限る。)若しくは同(d)に規定する書類(譲受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務数値に関する部分に限る。)

財務数値等について合理的と認められる手続に従い意見を記載した書面

8. 第3条(新規上場申請手続)第10項関係
(削る)

第4号の「最近2年間に終了する各事業年度に関する財務諸表」は、法第24条の規定による「有価証券報告書」をもって代用することができるものとする。

9. 第3条(新規上場申請手続)第12項関係

(1) 第12項に規定する「第2項から第10

係る基準」その他の合理的と認められる手続によるものであることを要するものとする。

(注) 合併主体会社とは、合併当事会社(新規上場申請者の子会社が合併を行っている場合には、合併当事会社(新規上場申請者の子会社を除く。)及び新規上場申請者)のうち、事業規模の最も大なる会社をいうものとする。この場合において、「事業規模」の大小は、総資産額、純資産の額、売上高及び利益の額等を勘案して決定する。

(2) 2.(4)dの2並びに3.(2)c及び(3)cに規定する書類

財務数値等について合理的と認められる手続に従い意見を記載した書面

(3) 2.(4)e及びeの3に規定する書類
法第193条の2の規定に準じた監査に基づく監査報告書

(4) 2.(4)eの2又はgの(b)(承継される事業に係る財務計算に関する部分に限る。)若しくは同(d)に規定する書類(譲受け又は譲渡の対象となる部門に係る財務数値に関する部分に限る。)

財務数値等について合理的と認められる手続に従い意見を記載した書面

8. 第3条(新規上場申請手続)第10項関係

(1) 第2号に規定する「上場申請にかかる有価証券の見本」には、本所所定の証券見本目録を添付するものとする。

(2) 第5号の「最近2年間に終了する各事業年度に関する財務諸表」は、法第24条の規定による「有価証券報告書」をもって代用することができるものとする。

9. 第3条(新規上場申請手続)第12項関係

(1) 第12項に規定する「第2項から第10

項までに掲げる書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a (略)

b 「上場申請のための有価証券報告書(の部)」(第7項若しくは第9項又は2.(1)cの規定により添付される書類を含む。)

c 2.(3)aに規定する「上場申請のための四半期報告書」

ただし、Q-Boardへの新規上場申請者である場合には、提出を要しないものとする。

d 2.(3)o(a)の口に規定する「今後の事業計画」

(2) (略)

(3) 第12項に規定する「当該書類その他の新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a~c (略)

d 2.(3)dからgまでに規定する書類(前7.の2の規定により添付される書類を含む。)

e (略)

eの2 2.(3)nの2の(b)及びnの4に規定する書類

f・g (略)

11.の3 第7条の3(適時開示に係る宣誓書等)関係

(1)~(3) (略)

(4) 第2号に規定する「本所が定める書類」とは、2.(3)aに規定する「上場申請のための四半期報告書」をいうものとする。

(5) (略)

項までに掲げる書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a (略)

b 「上場申請のための有価証券報告書(の部)」(第7項若しくは第9項又は2.(2)cの規定により添付される書類を含む。)

c 2.(4)aに規定する「上場申請のための四半期報告書」

ただし、Q-Boardへの新規上場申請者である場合には、提出を要しないものとする。

d 2.(4)o(a)の口に規定する「今後の事業計画」

(2) (略)

(3) 第12項に規定する「当該書類その他の新規上場申請者がこの条の規定により提出した書類のうち本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。

a~c (略)

d 2.(4)dからgまでに規定する書類(前7.の2の規定により添付される書類を含む。)

e (略)

eの2 2.(4)nの3の(b)及びnの5に規定する書類

f・g (略)

11.の3 第7条の3(適時開示に係る宣誓書等)関係

(1)~(3) (略)

(4) 第2号に規定する「本所が定める書類」とは、2.(4)aに規定する「上場申請のための四半期報告書」をいうものとする。

(5) (略)

12. 第8条(上場契約)第3項関係

上場有価証券原簿には、次に掲げる事項を記載する。

有価証券の銘柄、数量、種類、単元株式数を定める場合には当該単元株式数、Q - B o a r d上場銘柄である場合にはその旨、上場年月日及び当該有価証券が株券である場合にはその発行者の資本金の額

13. 第9条(新株券等の上場申請)第3項関係

上場会社は、他の種類の株式への転換が行われる株式を発行した場合又は新株予約権を発行した場合には、転換開始日又は新株予約権の行使開始日の2週間前にあらかじめ当該他の種類の株式への転換が行われる株式の転換によって発行することとなる株券の数又は新株予約権の行使によって発行することとなる株券の数について、一括して上場申請を行うものとし、本所は、当該上場申請に係る株券を、その発行数を確認する前においても、上場することができる。

14. 第10条(同一種類の株券の上場)関係

(1) 第1号に規定する「本所が定めるもの」

とは、有償株主割当(有償優先出資者割当を含む。)により新たに発行される株券であって、次のaからcまでに掲げる条件に適合しているものをいう。

- a 法第4条第1項の規定による届出を要する場合には、その効力が生じていること又は法第23条の3第1項の規定による発行登録が行われている場合には、その効力が生じており、かつ、発行登録追補書類が内閣総理大臣等に提出されていること(法第23条の8第

12. 第8条(上場契約)第3項関係

上場有価証券原簿には、次に掲げる事項を記載する。

有価証券の銘柄、数量、記名・無記名の別、種類、額面金額がある場合にはその金額、単元株式数を定める場合には当該単元株式数、Q - B o a r d上場銘柄である場合にはその旨、上場年月日及び当該有価証券が株券である場合にはその発行者の資本金の額

13. 第9条(新株券等の上場申請)関係

本所の上場有価証券の発行者が発行者である株券及び優先出資証券で公募により発行されるものの上場を申請する場合には、当該発行者は、第1項第3号に規定する「分布状況」について、当該公募に係る株券及び優先出資証券の取得者数等を記載した書面を、当該公募の申込期間満了の日後遅滞なく提出するものとする。

14. 第10条(新株券等の上場)関係

(1) 発行日決済取引による上場の取扱い基準

a 新株予約権証券又は株主割当(優先出資者割当を含む。以下この14.において同じ。)により発行される新株券(新たに発行される優先出資証券を含む。以下この14.において同じ。)が次に掲げる条件に適合している場合は、発行日決済取引により上場する。

- (a) 法第4条第1項の規定による届出を要する場合には、その効力が生じていること又は法第23条の3第1項の規定による発行登録が行われている場合には、その効力が生じており、かつ、発行登録追補書類が内閣総理大臣等に提出されていること(法

1項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。)。

b 株式数が1,000単位以上であること。

c 上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。

第23条の8第1項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。)。

(b) 株式数(新株予約権証券にあっては、新株予約権の目的である株式数)が1,000単位以上であること。

(c) 上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。

b 前aのほか、株主割当と公募とが併行して行われる場合に、当該株主割当により発行される新株券がaの(a)の条件に適合し、かつ、当該公募により発行される新株券が次のcの規定により発行日決済取引として上場されるときは、当該株主割当により発行される新株券を、当該公募により発行される新株券と同時に、発行日決済取引により上場する。

c 公募により発行される新株券がaの(a)及び(c)の条件に適合し、かつ、当該公募に係る株式数が2,000単位以上である場合は、当該公募の申込期間満了の日の翌日以降の日で本所が定める日から、発行日決済取引により上場する。

d 前cのほか、株主割当と公募とが併行して行われる場合に、当該公募により発行される新株券がaの(a)の条件に適合し、かつ、当該株主割当により発行される新株券が発行日決済取引として上場されているときは、当該公募により発行される新株券を、当該公募の申込期間満了の日の翌日以降の日で本所が定める日から、当該発行日決済取引に追加して上場する。

e aから前dまでのほか、株主割当と公募とが併行して行われる場合に、当該株主割当及び公募により発行される新株券が、それぞれaの(a)の条件に適合し、かつ、両者を合わせることによりaの(b)及び(c)の条件に適合しているときは、これを、当該公募

- (2) 第2号に規定する「本所が定める基準」とは、次のaからcまでのいずれにも適合することをいう。ただし、他の種類の株式への転換が行われる株式の転換請求期間中又は新株予約権の行使期間中に割当日(基準日)が到来するものについては、aに適合することを要しない。
- a 株式数が2,000単位以上であること。
- b 上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。
- c 上場株券等と権利関係が同一となると見込まれること。

(削る)

(削る)

の申込期間満了の日の翌日以降の日で本所が定める日から、発行日決済取引により上場する。

- (2) 新株券等の発行後における上場の取扱い基準
- a 新株予約権証券又は上場株券(上場優先出資証券を含む。以下この14.において同じ。)と権利関係を異にする新株券が上場後の分布状況等が著しく悪いと認められない場合は、原則としてその発行されたときに上場する。
- b 前(1)又は前aの規定により上場されない新株券は、上場株券と権利関係が同一となったときに、上場株券に追加して上場する。

- (3) 新株券の発行株式数を確認する前に上場する場合の取扱い基準

他の種類の株式への転換が行われる株式の転換請求期間中又は新株予約権の行使期間中に割当日(基準日)が到来する増資新株券は、その発行株式数を確認する前においても、上場することができる。

- (4) 新株予約権証券については、(1)及び(2)に定めるほか、その発行方法等が次のaからdまでに掲げる要件に適合する場合に上場するものとし、その上場期間は、当該新株予約権の行使期間満了の前日の日であって、本所が定める日までとする。
- a 新株予約権証券は、本所における売買数の単位をもって発行すること。ただし、本所が流通に支障がないと認めた場合はこの限りでない。
- b 新株予約権証券を新株予約権者の請求により発行する場合において、新株予約権者の請求があるときには、速やかに新株予約権証券を発行すること。

16. 第12条の3(上場市場の変更)関係

(1) 第4項において準用する第3条第2項第5号に掲げる書類については、次に定めるところによる。

a 2.(1)本文の規定を準用する。

b (略)

c 2.(1)cの規定は、前bの「上場市場の変更申請のための有価証券報告書(の部)」について準用する。

(2) 第4項において準用する第3条第2項第9号に掲げる書類については、2.(3)(a、c、gからiまで及びkからmまでを除く。)の規定を準用する。

(3) (略)

平成20年4月1日改正付則

1 (略)

2 改正後の2.(3)a及び9.(1)cの規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものは、なお従前の例による。

別添1 新規上場申請者の合併等に係る「重要な影響」について

2.(1)c及び同(3)gに規定する「重要な影響」については、に定めるところにより、合併当事会社又は新規上場申請者等の財務諸表等における総資産額、純資産の額、売上高

c 新株予約権証券の印刷については、偽造防止についての措置を十分施したものであること。

d 本所における売買の決済に支障をきたさないよう、新株予約権の行使が行われた場合には、株券を遅滞なく発行すること。

16. 第12条の3(上場市場の変更)関係

(1) 第4項において準用する第3条第2項第5号に掲げる書類については、次に定めるところによる。

a 2.(2)本文の規定を準用する。

b (略)

c 2.(2)cの規定は、前bの「上場市場の変更申請のための有価証券報告書(の部)」について準用する。

(2) 第4項において準用する第3条第2項第9号に掲げる書類については、2.(4)(a、c、gからiまで及びkからnまでを除く。)の規定を準用する。

(3) (略)

平成20年4月1日改正付則

1 (略)

2 改正後の2.(4)a及び9.(1)cの規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものは、なお従前の例による。

別添1 新規上場申請者の合併等に係る「重要な影響」について

2.(2)c及び同(4)gに規定する「重要な影響」については、に定めるところにより、合併当事会社又は新規上場申請者等の財務諸表等における総資産額、純資産の額、売上高

及び利益の額の各項目に係る影響度（ に掲げる算式により計算した割合をいう。以下同じ。）を算出して、決定するものとする。

・ （略）

付 則

この改正規定は、平成 2 1 年 1 月 5 日から施行する。

及び利益の額の各項目に係る影響度（ に掲げる算式により計算した割合をいう。以下同じ。）を算出して、決定するものとする。

・ （略）

退職給付会計基準の適用等に関する有価証券上場規程に関する取扱い要領の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 退職給付会計基準の適用により生じる会計基準変更時差異に関する取扱いの特例</p> <p>(1) 有価証券上場規程第3条(新規上場申請手続)第2項関係</p> <p>新規上場に係る審査に当たって、次の(2)の規定の適用を受けようとする新規上場申請者は、有価証券上場規程第3条第2項第9号に規定する「本所が必要と認める書類」として、有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(3)に定める書類のほか、次の(2)の規定に基づき算定した純資産の額及びその算定の過程を記載した書面を提出するものとする。この場合において、当該純資産の額が適正に算定されていることについて、公認会計士又は監査法人により確認を受けていることを証することを要するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。</p>	<p>1. 退職給付会計基準の適用により生じる会計基準変更時差異に関する取扱いの特例</p> <p>(1) 有価証券上場規程第3条(新規上場申請手続)第2項関係</p> <p>新規上場に係る審査に当たって、次の(2)の規定の適用を受けようとする新規上場申請者は、有価証券上場規程第3条第2項第9号に規定する「本所が必要と認める書類」として、有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(4)に定める書類のほか、次の(2)の規定に基づき算定した純資産の額及びその算定の過程を記載した書面を提出するものとする。この場合において、当該純資産の額が適正に算定されていることについて、公認会計士又は監査法人により確認を受けていることを証することを要するものとする。</p> <p>(2) (略)</p>

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条(上場審査)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類(有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 第4号関係</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>(d) 新規上場申請者が親会社等を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、当該親会社等の開示が有効であるものとして、次のイ又はロのいずれかに該当すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等(前イに適合する親会社等を除く。)に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、当該親会社等が次の(イ)又は(ロ)及び(八)に掲げる事項に同意することについて書面により確約すること。</p> <p>(イ) 新規上場申請者が、上場後において上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い9.dの規定に基づき本所に提出する書類を本所が公衆の縦覧に供すること。</p> <p>(ロ)・(八) (略)</p> <p>e (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>1. 第2条(上場審査)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類(有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>d 第4号関係</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>(d) 新規上場申請者が親会社等を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、当該親会社等の開示が有効であるものとして、次のイ又はロのいずれかに該当すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等(前イに適合する親会社等を除く。)に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、当該親会社等が次の(イ)又は(ロ)及び(八)に掲げる事項に同意することについて書面により確約すること。</p> <p>(イ) 新規上場申請者が、上場後において上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い11.dの規定に基づき本所に提出する書類を本所が公衆の縦覧に供すること。</p> <p>(ロ)・(八) (略)</p> <p>e (略)</p> <p>(3) (略)</p>

2. 第4条(上場審査基準)第1項関係

(1) (略)

(2) 株式の分布状況

a 第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数については、次のとおり取り扱うものとする。

(a)～(d) (略)

(e) 少数特定者持株数及び株主数については、最近の基準日等(有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(3)jに規定する基準日等をいう。以下同じ。)における株主が所有する株式の数又は株主の数(以下次のbまでにおいて「株主等の状況」という。)に基づき算定するものとする。この場合において、新規上場申請者が当該基準日等における株主等の状況を把握するに至っていないときは、それ以前の株主等の状況を把握している最近の基準日等における株主等の状況に基づき算定するものとする。

(f) (略)

b～e (略)

(3)・(4) (略)

(5) 純資産の額

a～d (略)

e 第5号において、新規上場申請者が、会社の分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社(当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。)であって、上場申請日の直前事業年度の末日においてその事業を承継していない又は譲り受けていない場合には、有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(3)dの2又はeの2の規定により提出される書類に記載される当該他の会社

2. 第4条(上場審査基準)第1項関係

(1) (略)

(2) 株式の分布状況

a 第2号に規定する少数特定者持株数及び株主数については、次のとおり取り扱うものとする。

(a)～(d) (略)

(e) 少数特定者持株数及び株主数については、最近の基準日等(有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(4)jに規定する基準日等をいう。以下同じ。)における株主が所有する株式の数又は株主の数(以下次のbまでにおいて「株主等の状況」という。)に基づき算定するものとする。この場合において、新規上場申請者が当該基準日等における株主等の状況を把握するに至っていないときは、それ以前の株主等の状況を把握している最近の基準日等における株主等の状況に基づき算定するものとする。

(f) (略)

b～e (略)

(3)・(4) (略)

(5) 純資産の額

a～d (略)

e 第5号において、新規上場申請者が、会社の分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社(当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。)であって、上場申請日の直前事業年度の末日においてその事業を承継していない又は譲り受けていない場合には、有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(4)dの2又はeの2の規定により提出される書類に記載される当該他の会社

から承継する又は譲り受ける事業に係る純資産の額に相当する額について審査対象とするものとする。

f・g (略)

(6) 利益の額

a～f (略)

g 第6号において、新規上場申請者(新規上場申請者がfの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社)が、会社の分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社(当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。)であって、審査対象期間にその事業の承継又は譲り受け前の期間が含まれる場合には、その承継又は譲り受け前の期間については、有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(3)dの2又はeの2の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業に係る利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

h・i (略)

(7) (略)

(8) 株式事務代行機関の設置

a 第8号に規定する「株式事務代行機関」とは、株主名簿管理人(優先出資証券に係る事務にあっては、優先出資者名簿管理人)であって、名義書換事務のほかに、株主に対する通知など株式事務全般を代行する、発行者とは別法人の機関をいうものとする。

b (略)

(削る)

から承継する又は譲り受ける事業に係る純資産の額に相当する額について審査対象とするものとする。

f・g (略)

(6) 利益の額

a～f (略)

g 第6号において、新規上場申請者(新規上場申請者がfの規定の適用を受ける場合にあっては、合併主体会社)が、会社の分割等により他の会社の事業を承継する又は譲り受ける会社(当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業が新規上場申請者の事業の主体となる場合に限る。)であって、審査対象期間にその事業の承継又は譲り受け前の期間が含まれる場合には、その承継又は譲り受け前の期間については、有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(4)dの2又はeの2の規定により提出される書類に記載される当該他の会社から承継する又は譲り受ける事業に係る利益の額に相当する額について審査対象とするものとする。

h・i (略)

(7) (略)

(8) 株式事務代行機関の設置

a 第8号に規定する「株式事務代行機関」とは、株主名簿管理人(優先出資証券に係る事務にあっては、優先出資者名簿管理人)であって、名義書換事務のほかに、株券発行事務又は優先出資証券発行事務など株式事務全般を代行する、発行者とは別法人の機関をいうものとする。

b (略)

c 第8号において、株式事務代行機関から、株式事務の代行を受託する旨内諾を得ている新規上場申請者は、株式事務を株式事務代行機関に委託するまでの期間、名義書換取扱所

(削る)

(9) 単元株式数

第9号に規定する「本所が適当と認める場合」とは、新規上場申請者が、有価証券上場規程第3条第2項第8号の3に定める書面を本所に提出し、かつ、本所がやむを得ないと認める場合をいう。

(10) 株式の譲渡制限

第10号に規定する「特別の法律の規定に基づき株式の譲渡に関して制限を行う場合」とは、次のaからcまでに掲げる法律の規定に基づき、株主名簿への記載を拒否する場合又は法第103条の2第1項若しくは法第106条の14第1項の規定により議決権の取得又は保有を制限されている場合をいうものとする。

a ~ c (略)

又は同取次所を、福岡市又はその至近地区に設置することを要するものとする。

(9) 株券の様式

a 第9号に規定する「本所の定める様式に適合する株券」とは、次に定める要件を具備したものをいうものとする。

(a) 印刷会社名及び多色細線模様が印刷されているものであること。

(b) 新規上場申請者の社名(又は社章)又は印刷会社があらかじめ本所に届け出た標章のいずれかを「すきいれ」(「すかし」を入れたもの)しているものであること。

b 前aに規定する印刷会社は、十分な管理組織を有していることを要するものとする。

c 上場前に発行した株券で、aに定める要件を具備していない株券がある場合には、原則として上場日までに、aに定める要件を具備した株券と取り替えるものとする。

d 第8号の規定は、既に国内の他の証券取引所に株券が上場されている新規上場申請者については、原則として適用しないものとする。

(9)の2 単元株式数

第9号の2に規定する「本所が適当と認める場合」とは、新規上場申請者が、有価証券上場規程第3条第2項第8号の3に定める書面を本所に提出し、かつ、本所がやむを得ないと認める場合をいう。

(10) 株式の譲渡制限

第10号に規定する「特別の法律の規定に基づき株式の譲渡に関して制限を行う場合」とは、次のaからcまでに掲げる法律の規定に基づき、株主名簿への記載を拒否する場合(bにあっては実質株主名簿への記載をしない場合を含む。)をいうものとする。

a ~ c (略)

4. 第5条(Q - Boardへの上場審査)関係
(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a 第1号関係

(a) ~ (c) (略)

(d) 新規上場申請者が親会社等を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、当該親会社等の開示が有効であるものとして、次のイ又は口のいずれかに該当すること。ただし、新規上場申請者と当該親会社等との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社等による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかでない場合は、この限りでない。

イ (略)

口 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等(前イに適合する親会社等を除く。)に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、当該親会社等が次の(イ)又は(ロ)及び(ハ)に掲げる事項に同意することについて書面により確約すること。

(イ) 新規上場申請者が、上場後において上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い9.dの規定に基づき本所に提出する書類を本所が公衆の縦覧に供すること。

(ロ)・(ハ) (略)

b ~ d (略)

4. 第5条(Q - Boardへの上場審査)関係
(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a 第1号関係

(a) ~ (c) (略)

(d) 新規上場申請者が親会社等を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、当該親会社等の開示が有効であるものとして、次のイ又は口のいずれかに該当すること。ただし、新規上場申請者と当該親会社等との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社等による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかでない場合は、この限りでない。

イ (略)

ロ 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等(前イに適合する親会社等を除く。)に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、当該親会社等が次の(イ)又は(ロ)及び(ハ)に掲げる事項に同意することについて書面により確約すること。

(イ) 新規上場申請者が、上場後において上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い11.dの規定に基づき本所に提出する書類を本所が公衆の縦覧に供すること。

(ロ)・(ハ) (略)

b ~ d (略)

(2) (略)

付 則

この改正規定は、平成 2 1 年 1 月 5 日から施行
する。

(2) (略)

上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場前の株式等の移動の状況に関する記載の取扱い)</p> <p>第14条 上場前公募等規則第15条に規定する「本所が適当と認める書類」とは、有価証券上場規程に関する取扱い要領2. (1)に規定する「上場申請のための有価証券報告書(の部)」をいうものとし、新規上場申請者は、当該「上場申請のための有価証券報告書(の部)」中「株式公開情報 第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」において、別添2「価格の算定根拠の記載について」に準じるなどにより、価格の算定根拠を記載するものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。</p>	<p>(上場前の株式等の移動の状況に関する記載の取扱い)</p> <p>第14条 上場前公募等規則第15条に規定する「本所が適当と認める書類」とは、有価証券上場規程に関する取扱い要領2. (2)に規定する「上場申請のための有価証券報告書(の部)」をいうものとし、新規上場申請者は、当該「上場申請のための有価証券報告書(の部)」中「株式公開情報 第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」において、別添2「価格の算定根拠の記載について」に準じるなどにより、価格の算定根拠を記載するものとする。</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条（会社情報の開示）第1項関係</p> <p>(1) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからlまでに掲げる区分に応じ当該aからlまでに定めることとする。</p> <p>a～k （略）</p> <p>l 第1号a hに掲げる事項 定款の変更理由が以下のいずれかに該当すること。</p> <p>(a)・(b) （略）</p> <p>(2)～(4) （略）</p>	<p>1. 第2条（会社情報の開示）第1項関係</p> <p>(1) 第1項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからlまでに掲げる区分に応じ当該aからlまでに定めることとする。</p> <p>a～k （略）</p> <p>l 第1号a iに掲げる事項 定款の変更理由が以下のいずれかに該当すること。</p> <p>(a)・(b) （略）</p> <p>(2)～(4) （略）</p>
<p>5. 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。</p> <p>a～f （略）</p> <p>fの2 第2条第1項第1号a hに掲げる事項 変更後の定款 変更後遅滞なく この場合において、上場会社は、当該書類の提出については、当該書類の内容を記載した電磁的記録（法令に基づき電磁的記録が作成されている場合にあっては、当該電磁的記録）の提出により行うものとし、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>g～k （略）</p> <p>kの2 第9号の2に掲げる事項 (a) 取締役会決議通知書又は決定通知書</p>	<p>5. 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。</p> <p>a～f （略）</p> <p>fの2 第2条第1項第1号a iに掲げる事項 変更後の定款 変更後遅滞なく この場合において、上場会社は、当該書類の提出については、当該書類の内容を記載した電磁的記録（法令に基づき電磁的記録が作成されている場合にあっては、当該電磁的記録）の提出により行うものとし、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>g～k （略）</p> <p>(新設)</p>

決議又は決定後直ちに

(b) 株主確定日に関する日程表

当該株主確定日の3週間前

1 ~ n (略)

(4) ~ (7) (略)

6. 第6条(上場申請の手続)関係

(1) 有価証券上場規程に関する取扱い要領13.の規定は、第6条の場合に準用する。

(2) (略)

8. 第7条(新株予約権の行使の通知)関係

(略)

(削る)

(削る)

1 ~ n (略)

(4) ~ (7) (略)

6. 第6条(上場申請の手続)関係

(1) 上場会社は、他の種類の株式への転換が行われる株式を発行した場合又は新株予約権を発行した場合には、転換開始日又は新株予約権の行使開始日の2週間前にあらかじめ当該他の種類の株式への転換が行われる株式の転換によって発行することとなる株式数又は新株予約権の行使によって発行することとなる株式数について、一括して上場申請の手続を行うものとする。

(2) (略)

8. 第7条(新株予約権の行使通知等)関係

(略)

9. 第8条(有価証券の見本の提出)関係

(1) 第8条の規定により、上場会社を作成する有価証券の様式は、株券上場審査基準の取扱い2.(9)によるものとする。

(2) 第8条の規定により、提出する有価証券の見本には、本所所定の「証券見本目録」を添付するものとする。

(3) 上場会社が商号又は名称を変更する場合には、変更後の商号又は名称を表示した新株券を作成し、旧株券(旧優先出資証券を含む。)との引替えを遅滞なく行うものとする。

10. 第9条(株主への発送書類の提出)関係

(1) 第9条に規定する書類には、次に掲げるものを含むものとする。

9 . 第 9 条 (その他書類の提出) 関係

第 9 条の規定に基づき請求する書類には、次に掲げる書類を含むものとする。

a ~ g (略)

(削る)

1 0 . 第 1 2 条 (株式事務代行機関への委託) 関係

(略)

1 1 . 第 1 3 条 (新規上場申請書類等の公衆縦覧) 関係

(略)

1 2 . 第 1 6 条 (虚偽記載に関する注意勧告) 関

a 株主総会招集通知書 (普通出資者総会又は優先出資者総会の招集通知書を含む。)

b 前 a に添付される会社法第 4 3 7 条に規定する計算書類及び事業報告、監査報告書並びに会社法第 3 0 1 条第 1 項に規定する議決権の行使について参考となるべき事項を記載した書類

c 株主総会決議通知書

d 新株券発行引換通知書

e 配当決議通知書

(2) 第 9 条において、株主あての書類発送を株主名簿管理人に委託している場合には、上場会社は、株主名簿管理人と緊密な連絡をとり、本所に提出するにあたり延着しないよう配慮することとする。

1 1 . 第 1 0 条 (その他書類の提出) 関係

第 1 0 条の規定に基づき請求する書類には、次に掲げる書類を含むものとする。

a ~ g (略)

1 2 . 第 1 1 条 (株式の名義書換取扱所等の設置) 関係

第 1 1 条において、上場会社が株式の名義書換取扱所等を変更しようとする場合には、あらかじめその通知書を提出するものとする。

1 3 . 第 1 2 条 (株式事務代行機関への委託) 関係

(略)

1 4 . 第 1 3 条 (新規上場申請書類等の公衆縦覧) 関係

(略)

1 5 . 第 1 6 条 (虚偽記載に関する注意勧告) 関

係
(略)

係
(略)

付 則

この改正規定は、平成 2 1 年 1 月 5 日から施行
する。

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条(上場廃止基準)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第2号(同号ただし書を除く。)に規定する株式の分布状況は、上場会社から提出される有価証券報告書又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い9. aの規定により上場会社から提出される株式の分布状況表等に記載された株式の分布状況によるものとする。</p> <p>d 少数特定者持株数が上場株式数の80%を超えている銘柄が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、上場株式数の80%以下となったものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が本所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。</p> <p>(a) 基準日等(有価証券上場規程に関する取扱い要領2. (3) jに規定する基準日等をいう。以下同じ。)現在における少数特定者持株数が上場株式数の80%以下となったと認められるとき。</p> <p>(b) (略)</p> <p>e～n (略)</p> <p>(3) 売買高</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 3号に規定する「最近1年間の月平均売買高」とは、前bによる審査の時からさかのぼって1年間における当該銘柄(当該銘柄の新株予約権証券及び新株券を含む。)の本所及び国内の他の金融商品取引所の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。</p>	<p>1. 第2条(上場廃止基準)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 第2号(同号ただし書を除く。)に規定する株式の分布状況は、上場会社から提出される有価証券報告書又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い11. aの規定により上場会社から提出される株式の分布状況表等に記載された株式の分布状況によるものとする。</p> <p>d 少数特定者持株数が上場株式数の80%を超えている銘柄が、猶予期間内において、次の(a)又は(b)に該当することとなった場合には、上場株式数の80%以下となったものとして取り扱う。この場合における審査は、上場会社が本所の定める事項を記載した書類を提出したときに行うものとする。</p> <p>(a) 基準日等(有価証券上場規程に関する取扱い要領2. (4) jに規定する基準日等をいう。以下同じ。)現在における少数特定者持株数が上場株式数の80%以下となったと認められるとき。</p> <p>(b) (略)</p> <p>e～n (略)</p> <p>(3) 売買高</p> <p>a・b (略)</p> <p>c 3号に規定する「最近1年間の月平均売買高」とは、前bによる審査の時からさかのぼって1年間における当該銘柄(当該銘柄の新株引受権証書及び新株券を含む。)の本所及び国内の他の金融商品取引所の市場内売買の売買高合計の月割高をいうものとする。</p>

- d ~ f (略)
- (4) (略)
- (5) 債務超過
- a ~ c (略)
- d 第5号ただし書に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画(第5号ただし書に定める「1か年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。
- (a) (略)
- (b) 第5号ただし書に定める「1か年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第1号 a e に規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面
- e・f (略)
- (6) ~ (15) (略)
3. の2 第3条の5(特設注意市場銘柄の指定及び指定解除)関係
- (1) (略)
- (2) 第3条の5第2項に規定する「内部管理体制確認書」とは、有価証券上場規程に関する取扱い要領2. (1) の f に規定する「上

- d ~ f (略)
- (4) (略)
- (5) 債務超過
- a ~ c (略)
- d 第5号ただし書に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画(第5号ただし書に定める「1か年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。)を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書類に基づき行うものとする。
- (a) (略)
- (b) 第5号ただし書に定める「1か年以内に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第1号 a f に規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面
- e・f (略)
- (6) ~ (15) (略)
3. の2 第3条の5(特設注意市場銘柄の指定及び指定解除)関係
- (1) (略)
- (2) 第3条の5第2項に規定する「内部管理体制確認書」とは、有価証券上場規程に関する取扱い要領2. (2) の f に規定する「上

場申請のための有価証券報告書（ の部 ）
に準じた書面をいう。

（ 3 ） （ 略 ）

4 . 第 4 条（ 上場廃止前の取扱い ）関係

（ 1 ） 「 本所が必要であると認めた時 」 の取扱い

第 2 条の各号又は第 2 条の 2 の各号に該当
することとなった銘柄は、原則として「本所が
必要であると認めた」ものとして取り扱う。た
だし、次の a から d までに該当する銘柄につ
いては、当該 a から d までに定めるところに
従って上場廃止する。

a ~ d （ 略 ）

（ 削る ）

（ 2 ） 「 上場廃止前一定期間 」 の取扱い

前（ 1 ）の規定により本所が必要であると認
めた銘柄の売買の期間は、次の a から c までに
定めるほか、本所が当該銘柄の上場廃止を決定
した日の翌日から起算して、原則として 1 か月
間（当該上場廃止を決定した日の翌日から起算
して 2 週間を経過する日までに、当該銘柄がフ
ェニックス銘柄（日本証券業協会が定めるグリ
ーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する
規則第 2 条第 6 号に規定する銘柄をいう。）と
して取り扱われることが決定した場合又はその
見込みがあると本所が認めた場合には、当該期
間を 2 か月間）とする。ただし、本所が速やか
に上場廃止すべきであると認めた場合は、この
限りでない。

a ~ c （ 略 ）

場申請のための有価証券報告書（ の部 ）
に準じた書面をいう。

（ 3 ） （ 略 ）

4 . 第 4 条（ 上場廃止前の取扱い ）関係

（ 1 ） 「 本所が必要であると認めた時 」 の取扱い

第 2 条の各号又は第 2 条の 2 の各号に該当
することとなった銘柄は、原則として「本所が
必要であると認めた」ものとして取り扱う。た
だし、次の a から e までに該当する銘柄につ
いては、当該 a から e までに定めるところに
従って上場廃止する。

a ~ d （ 略 ）

e 第 2 条第 1 9 号（第 2 条の 2 第 4 号による
場合を含む。）のうち、上場会社が株券の不
正発行を行った場合に該当する銘柄について
は、遅滞なく上場廃止する。

（ 2 ） 「 上場廃止前一定期間 」 の取扱い

前（ 1 ）の規定により本所が必要であると認
めた銘柄の売買の期間は、次の a から c までに
定めるほか、本所が当該銘柄の上場廃止を決定
した日の翌日から起算して、原則として 1 か月
間とする。ただし、本所が速やかに上場廃止す
べきであると認めた場合は、この限りでない。

a ~ c （ 略 ）

付 則

この改正規定は、平成 2 1 年 1 月 5 日から施行する。

優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(削る)</p> <p>1. 第3条(上場審査基準)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第3号cに規定する<u>指定振替機関</u>として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。</p> <p>(削る)</p> <p>(3) 株券上場審査基準の取扱い2.(10)の規定は、第3号dの場合に準用する。</p> <p>2. 第4条(上場廃止基準)関係</p> <p>(1) 第2項第2号に規定する株式の分布状況の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>a 株式の分布状況の審査は、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い9.aの規定又は次のbの規定により上場会社から提出される優先株の分布状況表等に基づいて行うものとする。</p> <p>aの2・b (略)</p> <p>c 株券上場廃止基準の取扱い1.(2)e(少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱い)</p>	<p>1. 第2条(上場申請)関係</p> <p><u>第4号に規定する「当該株券の見本」には、本所所定の証券見本目録を添付するものとする。</u></p> <p>2. 第3条(上場審査基準)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第3号cに規定する<u>指定保管振替機関</u>として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。</p> <p>(3) <u>第3条第3号dに規定する「本所の定めるところに従って作成されているもの」とは、次のaからcまでに適合している株券をいうものとする。</u></p> <p>a <u>株券上場審査基準の取扱い2.(9)(株券の様式)に定める要件を具備していること。</u></p> <p>b <u>優先株の内容について本所が必要と認める事項が記載されていること。</u></p> <p>c <u>他の種類の株券と容易に識別できること。</u></p> <p>(4) 株券上場審査基準の取扱い2.(10)の規定は、第3号eの場合に準用する。</p> <p>3. 第4条(上場廃止基準)関係</p> <p>(1) 第2項第2号に規定する株式の分布状況の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>a 株式の分布状況の審査は、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い11.aの規定又は次のbの規定により上場会社から提出される優先株の分布状況表等に基づいて行うものとする。</p> <p>aの2・b (略)</p> <p>c 株券上場廃止基準の取扱い1.(2)e(少数特定者持株数及び株主数の算定の取扱い)</p>

及び株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(d)の規定は、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は基準日等(有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(3)jに規定する基準日等をいう。)の後2か月以内に、株主又は特定金銭信託の委託者等について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第2号(同号ただし書を除く。)に規定する優先株に係る少数特定者持株数又は優先株に係る株主数の算定について準用する。

d~i (略)

(2)~(5) (略)

3. 第5条(上場手数料及び年賦課金)関係
(略)

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

及び株券上場審査基準の取扱い2.(2)aの(d)の規定は、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は基準日等(有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(4)jに規定する基準日等をいう。)の後2か月以内に、株主又は特定金銭信託の委託者等について本所の定める事項を記載した書類を提出したときには、第2号(同号ただし書を除く。)に規定する優先株に係る少数特定者持株数又は優先株に係る株主数の算定について準用する。

d~i (略)

(2)~(5) (略)

4. 第5条(上場手数料及び年賦課金)関係
(略)

債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2．社債券の上場審査基準の取扱い（債券特例第4条関係）</p> <p>第4条第2号<u>d</u>に規定する本所が指定する振替機関は、株式会社証券保管振替機構とする。</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。</p>	<p>2．社債券の上場審査基準の取扱い（債券特例第4条関係）</p> <p>第4条第2号<u>b</u>に規定する本所が指定する振替機関は、株式会社証券保管振替機構とする。</p>

転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(削る)</p>	<p>1. <u>上場申請の取扱い(転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例(以下「<u>転換社債型新株予約権付社債券特例</u>」という。)第2条関係)</u></p> <p>(1) <u>第2条第1項第2号に規定する「その他本所が必要と認める書類」には、次に掲げる書類を含むものとする。</u></p> <p>a <u>発行事務委託契約書</u></p> <p>b <u>期中事務委託契約書</u></p> <p>(2) <u>第2条第1項第3号に規定する「当該転換社債型新株予約権付社債の本券の見本」には、本所所定の証券見本目録を添付するものとする。</u></p> <p>(3) <u>第3条第1項第2号c後段の規定の適用を受けようとする場合には、第2条第1項第3号に規定する「当該転換社債型新株予約権付社債の本券の見本」の提出時期を上場日直後とすることができるものとする。</u></p>
<p>1. <u>上場審査基準の取扱い(転換社債型新株予約権付社債券特例第3条関係)</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(2) <u>第3条第1項第2号cに規定する指定振替機関として本所が指定するものは、株式会</u></p>	<p>2. <u>上場審査基準の取扱い(転換社債型新株予約権付社債券特例第3条関係)</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第3条第1項第2号c及び同条第2項第2号bに規定する転換社債型新株予約権付社債の本券は、額面500万円券、額面400万円券、額面300万円券、額面200万円券、額面100万円券、額面50万円券又は額面10万円券のいずれか一種とし、その本券(利札を含む。)の様式は、株券上場審査基準の取扱い2.(9)(株券の様式)によるものとする。</u></p> <p>(3) <u>第3条第1項第2号dに規定する指定保管振替機関として本所が指定するものは、株</u></p>

社証券保管振替機構とする。

2. 上場廃止基準の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券特例第4条関係）

(1)・(2) (略)

(3) 第4条第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。

a・b (略)

c 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、最終償還期限の到来することとなる又は新株予約権の行使期間が満了となる銘柄については、指定振替機関において新株予約権の行使請求の取次ぎが可能な期間の最終日から起算して4日前（休業日を除外する。）の日とする。

(削る)

(削る)

式会社証券保管振替機構とする。

3. 上場廃止基準の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券特例第4条関係）

(1)・(2) (略)

(3) 第4条第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。

a・b (略)

c 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、最終償還期限の到来することとなる又は新株予約権の行使期間が満了となる銘柄については、次の(a)又は(b)に掲げる銘柄の区分に従い、当該(a)又は(b)に定める日とする。

(a) 最終償還期日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）と新株予約権の行使期間満了の日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）が同日である銘柄（指定保管振替機関の保管振替業において取り扱われている銘柄に限る。）

新株予約権の行使期間満了の日から起算して5日前（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日（新株予約権の行使期間満了の日が休業日に当たるときは、新株予約権の行使期間満了の日から起算して6日前の日）

(b) 前(a)以外の銘柄

最終償還期日又は新株予約権の行使期間満了の日のいずれか早い日から起算して4日前の日（当該最終償還期日又は新株予約権の行使期間満了の日が休業日に当たるときは、当該最終償還期日又は新株予約権の行使期間満了の日から起算して5日前の日）

d 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、転換社債型新株予約権付社債に係る社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することとなる又は転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の全部を当該銘柄の発行者が取得することとなる銘柄については、指定振替機関において新株予約権の行使請求の取次ぎが可能な期間の最終日から起算して4日前（休業日を除外する。）の日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

（削る）

（削る）

e ~ g （略）

3. 新株予約権付社債券等の上場手数料及び年賦課金

（略）

d 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、転換社債型新株予約権付社債に係る社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することとなる又は転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の全部を当該銘柄の発行者が取得することとなる銘柄については、次の（a）又は（b）に掲げる銘柄の区分に従い、当該（a）又は（b）に定める日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

（a） 繰上げ償還の日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）と新株予約権の行使期間終了の日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）が同日である銘柄（指定保管振替機関の保管振替業において取り扱われている銘柄に限る。）

新株予約権の行使期間終了の日から起算して5日前の日（新株予約権の行使期間終了の日が休業日に当たる場合は、新株予約権の行使期間終了の日から起算して6日前の日）

（b） 前（a）以外の銘柄

繰上げ償還の日又は新株予約権の行使期間終了の日のいずれか早い日から起算して4日前の日（当該繰上げ償還の日又は新株予約権の行使期間終了の日が休業日に当たる場合は、当該繰上げ償還の日又は新株予約権の行使期間終了の日から起算して5日前の日）

e ~ g （略）

4. 新株予約権付社債券等の上場手数料及び年賦課金

（略）

付 則

この改正規定は、平成 2 1 年 1 月 5 日から施行
する。

不動産投資信託証券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 上場申請の取扱い（不動産投信特例第3条関係）</p> <p>第2号第1号cに規定する「遅滞なく取得できる見込みである」とは、上場の時までに取り得る見込みであることをいう。ただし、上場申請者が3.(2)a及びbに掲げる書類を提出する場合は、上場後3か月以内に取得できる見込みであることをいう。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>2. 上場申請の取扱い（不動産投信特例第3条関係）</p> <p><u>(1) 第2号第1号cに規定する「遅滞なく取得できる見込みである」とは、上場の時までに取り得る見込みであることをいう。ただし、上場申請者が3.(2)a及びbに掲げる書類を提出する場合は、上場後3か月以内に取得できる見込みであることをいう。</u></p> <p><u>(2) 第2項第3号bに規定する「不動産投資信託証券の見本」には、本所所定の証券見本目録を添付するものとする。</u></p> <p><u>(3) 第2項第3号bただし書に規定する書面を提出する場合は、同bに規定する「不動産投資信託証券の見本」の提出時期を上場日の前日までとすることができるものとする。</u></p>
<p>3. 不動産投資信託証券の上場審査基準の取扱い（不動産投信特例第4条関係）</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>3. 不動産投資信託証券の上場審査基準の取扱い（不動産投信特例第4条関係）</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 第1項第2号1の規定により作成する不動産投資信託証券の様式は、株券上場審査基準の取扱い2.(9)(株券の様式)によるものとする。</u></p>
<p><u>(7) 第1項第2号pに規定する指定振替機関として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。</u></p> <p>(削る)</p>	<p><u>(8) 第1項第2号qに規定する指定保管振替機関として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。</u></p> <p><u>(8)の2 第1項第2号qの2に規定する指定振替機関として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。</u></p>
<p><u>(8) 第1項第3号aからdまでに適合するかどうかの審査は、新規上場申請書類（第3条の規定に基づき不動産投資信託証券の上場を申請した者が提出した書類をいう。以下同</u></p>	<p><u>(9) 第1項第3号aからcまでに適合するかどうかの審査は、新規上場申請書類（第3条の規定に基づき不動産投資信託証券の上場を申請した者が提出した書類をいう。以下同</u></p>

じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a～d (略)

5. 新不動産投資信託証券の上場等の取扱い(不動産投信特例第8条関係)

(1) 発行日決済取引による上場の取扱い基準(削る)

有償受益者割当により発行される新受益証券が次に掲げる条件に適合している場合は、発行日決済取引により上場する。

a 法第4条第1項の規定による届出を要する場合にはその効力が生じていること。

b 受益権口数が2,000口以上であること。

c 上場後の分布状況が著しく悪いと認められないこと。

(2)・(3) (略)

(削る)

6. 上場不動産投資信託証券に係る適時開示等の

じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a～d (略)

5. 新不動産投資信託証券の上場等の取扱い(不動産投信特例第8条関係)

(1) 発行日決済取引による上場の取扱い基準

a 公募により発行される投資証券が次に掲げる条件に適合している場合は、当該公募の申込期間満了の日の翌日以降の日で本所が定める日から、発行日決済取引により上場する。

(a) 法第4条第1項の規定による届出を要する場合には、その効力が生じていること。

(b) 投資口口数が2,000口以上であること。

(c) 上場後の分布状況等が著しく悪いと認められないこと。

b 受益者割当により発行される新受益証券が次に掲げる条件に適合している場合は、発行日決済取引により上場する。

(a) 法第4条第1項の規定による届出を要する場合にはその効力が生じていること。

(b) 受益権口数が2,000口以上であること。

(c) 上場後の分布状況が著しく悪いと認められないこと。

(2)・(3) (略)

(4) 上場不動産投資信託証券の発行者が商号を変更する場合には、変更後の商号を表示した本所の上場不動産投資信託証券の発行者が新たに発行する不動産投資信託証券を作成し、旧不動産投資信託証券との引替えを遅滞なく行うものとする。

6. 上場不動産投資信託証券に係る適時開示等の

取扱い（不動産投信特例第9条関係）

(1)～(6) (略)

(7) 第5項に規定する「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところに準じる」とは、原則として、同規則第2条の2から第3条まで、第4条から第4条の3まで、第6条、第8条、第10条、第11条、第12条から第16条までに定めるところに準じることをいうものとする。

7. 決定事項等に係る通知及び書類の提出等の取扱い（不動産投信特例第11条関係）

(1)～(3) (略)

(4) 第1項に規定する書類の提出（同項第3号に係るものに限る。）は、次のaからeの2までに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからeの2までに定めるところにより行うものとする。この場合において、上場不動産投資信託証券の発行者は、cの(a)、(b)及び(d)並びにdに掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

a～e (略)

eの2 第1項第3号aの(b)の2に掲げる事項

(a) 決定に係る通知書について

決定を行った後、直ちに

(b) 投資主確定日に関する日程表について

当該期日の2週間前に

(4)の2～(8) (略)

9. 上場廃止前の取扱い（不動産投信特例第13条関係）

(1) 「本所が必要であると認められた時」の取扱い
第12条に該当することとなった上場不動

取扱い（不動産投信特例第9条関係）

(1)～(6) (略)

(7) 第5項に規定する「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところに準じる」とは、原則として、同規則第2条の2から第3条まで、第4条から第4条の3まで、第6条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条から第16条までに定めるところに準じることをいうものとする。

7. 決定事項等に係る通知及び書類の提出等の取扱い（不動産投信特例第11条関係）

(1)～(3) (略)

(4) 第1項に規定する書類の提出（同項第3号に係るものに限る。）は、次のaからeまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからeまでに定めるところにより行うものとする。この場合において、上場不動産投資信託証券の発行者は、cの(a)、(b)及び(d)並びにdに掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

a～e (略)

(新設)

(4)の2～(8) (略)

9. 上場廃止前の取扱い（不動産投信特例第13条関係）

(1) 「本所が必要であると認められた時」の取扱い
第12条に該当することとなった上場不動

産投資信託証券は、原則として「本所が必要であると認めた」ものとして取り扱う。ただし、次の a から d までに該当する上場不動産投資信託証券については、当該 a から d までに定めるところに従って上場廃止する。

a ~ d (略)
(削る)

(2) (略)

付 則

この改正規定は、平成 21 年 1 月 5 日から施行する。

産投資信託証券は、原則として「本所が必要であると認めた」ものとして取り扱う。ただし、次の a から e までに該当する上場不動産投資信託証券については、当該 a から e までに定めるところに従って上場廃止する。

a ~ d (略)

e 第 12 条第 2 項第 17 号のうち、上場不動産投資信託証券の発行者が不動産投資信託証券の不正発行を行った場合に該当する上場不動産投資信託証券については、遅滞なく上場廃止する。

(2) (略)

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準に関する事項)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 受益証券特例第4条第3号に規定する指定振替機関として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。</p>	<p>(上場審査基準に関する事項)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 受益証券第4条第3号に規定する指定振替機関として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。</p>
<p>(投資信託委託会社が行う適時開示等に関する事項)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 受益証券特例第6条第3項に規定する上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところに準じるとは、原則として、同規則第2条の2から第3条まで、第4条、第4条の2、<u>第10条、第11条及び第13条から第16条までに定めるところによることをいうものとする。</u></p>	<p>(投資信託委託会社が行う適時開示等に関する事項)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 受益証券特例第6条第3項に規定する上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところに準じるとは、原則として、同規則第2条の2から第3条まで、第4条、第4条の2、<u>第8条の2(有価証券の作成に係る部分に限る。)、第10条の2、第11条の2及び第13条から第16条までに定めるところによることをいうものとする。</u></p>
<p>(監理銘柄及び整理銘柄に関する事項)</p> <p>第10条の2 受益証券特例第10条の2の規定により、受益証券の監理銘柄及び整理銘柄に関し本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 監理銘柄、整理銘柄への銘柄の指定 上場廃止の基準に該当するおそれがある受益証券又は上場廃止の基準に該当し上場廃止が決定された受益証券の監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次に定めるところによる。</p> <p>a 監理銘柄への指定 上場受益証券が次のいずれかに該当する場</p>	<p>(監理銘柄及び整理銘柄に関する事項)</p> <p>第10条の2 受益証券特例第10条の2の規定により、受益証券の監理銘柄及び整理銘柄に関し本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 監理銘柄、整理銘柄への銘柄の指定 上場廃止の基準に該当するおそれがある受益証券又は上場廃止の基準に該当し上場廃止が決定された受益証券の監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次に定めるところによる。</p> <p>a 監理銘柄への指定 上場受益証券が次のいずれかに該当する場</p>

合には、受益証券を監理銘柄に指定することができる。

(a) ~ (c) (略)

(d) 受益証券特例第 10 条第 2 項第 5 号に該当するおそれがあると本所が認める場合

b 整理銘柄への指定

上場受益証券が受益証券特例第 10 条第 1 項各号 (第 1 号及び第 2 号のうち投資信託契約に係る業務を引き継ぐ他の会社が受益証券の上場申請を行う場合を除く。) 又は同条第 2 項各号 (第 3 号の場合を除く。) のいずれかに該当する場合には、受益証券を整理銘柄に指定することができる。

(3) (略)

付 則

この改正規定は、平成 21 年 1 月 5 日から施行する。

合には、受益証券を監理銘柄に指定することができる。

(a) ~ (c) (略)

(d) 受益証券特例第 10 条第 2 項第 4 号 (受益証券の不正発行の場合を除く。) に該当するおそれがあると本所が認める場合

b 整理銘柄への指定

上場受益証券が受益証券特例第 10 条第 1 項各号 (第 1 号及び第 2 号のうち投資信託契約に係る業務を引き継ぐ他の会社が受益証券の上場申請を行う場合を除く。) 又は同条第 2 項各号 (第 3 号の場合及び第 4 号のうち 受益証券の不正発行の場合を除く。) のいずれかに該当する場合には、受益証券を整理銘柄に指定することができる。

(3) (略)

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(株券に係る制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 株券(優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。)が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) 上場株式数(優先出資証券の場合は上場優先出資口数をいう。以下同じ。)が2,000単位(1単位は、単元株式数(会社法(平成17年法律第86号)第2条第20号に規定する単元株式数をいう。以下同じ。))を定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいい、優先出資証券にあつては1口をいう。以下同じ。)以上の銘柄であるとき(その発行者が自己株式取得決議(有価証券上場規程第3条第2項第5号に規定する自己株式取得決議をいう。以下同じ。))を行った場合であつて、当該自己株式取得決議に係る自己株式の数(当該決議による既に取得している自己株式の数を除く。以下同じ。))を上場株式数から減じた結果第5条第1項第1号に規定する単位に満たないこととなるときを除く。))。</p> <p>(2)~(9) (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第10条の2の規定の適用を受けて上場される株券に対する最初の選定審査においては、前項第1号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする(有価証券上場規程第10条の2に規定する上場廃止となる銘柄が制度信用銘柄である場合に限る。))。</p>	<p>(株券に係る制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 株券(優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。)が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) 上場株式数(優先出資証券の場合は上場優先出資口数をいう。以下同じ。)が2,000単位(1単位は、単元株式数(会社法(平成17年法律第86号)第2条第20号に規定する単元株式数をいう。以下同じ。))を定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいい、優先出資証券にあつては1口をいう。以下同じ。)以上の銘柄であるとき(その発行者が自己株式取得決議(有価証券上場規程第3条第2項第6号に規定する自己株式取得決議をいう。以下同じ。))を行った場合であつて、当該自己株式取得決議に係る自己株式の数(当該決議による既に取得している自己株式の数を除く。以下同じ。))を上場株式数から減じた結果第5条第1項第1号に規定する単位に満たないこととなるときを除く。))。</p> <p>(2)~(9) (略)</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第10条第1項の規定の適用を受けて上場される株券(同項ただし書に規定する上場廃止となる銘柄が制度信用銘柄である場合に限る。))に対する最初の選定審査においては、前項第1号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。</p>

6・7 (略)

(株券に係る貸借銘柄の選定基準)

第3条 (略)

2～5 (略)

6 前1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第10条の2の規定の適用を受けて上場される株券が地場銘柄である場合の当該株券に対する最初の選定審査においては、前項第1号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする(有価証券上場規程第10条の2に規定する上場廃止となる銘柄が貸借銘柄である場合に限る。)

7～9 (略)

(選定又は選定取消しの資料)

第9条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定による選定又は選定取消しについては、当該各号に掲げる資料によるものとする。

(1) 第2条第1項第2号及び第6項第2号、第2条の2第1項第2号及び第5項第2号、第3条第1項第3号及び第7項第2号、第3条の2第1項第3号及び第5項第2号、第5条第1項第2号、第5条の2第1項第2号、第6条第1項第2号並びに第6条の2第1項第2号

有価証券報告書等又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い9.aの規定により提出される株式分布状況表等若しくは不動産投信特例取扱いの7.

(8)の規定により提出される上場不動産投資信託証券の分布状況表等

(2)・(3) (略)

6・7 (略)

(株券に係る貸借銘柄の選定基準)

第3条 (略)

2～5 (略)

6 前1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第10条第1項の規定の適用を受けて上場される株券が地場銘柄である場合の当該株券(同項ただし書に規定する上場廃止となる銘柄が貸借銘柄である場合に限る。)に対する最初の選定審査においては、前項第1号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

7～9 (略)

(選定又は選定取消しの資料)

第9条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定による選定又は選定取消しについては、当該各号に掲げる資料によるものとする。

(1) 第2条第1項第2号及び第6項第2号、第2条の2第1項第2号及び第5項第2号、第3条第1項第3号及び第7項第2号、第3条の2第1項第3号及び第5項第2号、第5条第1項第2号、第5条の2第1項第2号、第6条第1項第2号並びに第6条の2第1項第2号

有価証券報告書等又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い11.aの規定により提出される株式分布状況表等若しくは不動産投信特例取扱いの7.

(8)の規定により提出される上場不動産投資信託証券の分布状況表等

(2)・(3) (略)

付 則

この改正規定は、平成 2 1 年 1 月 5 日から施行する。

制度信用取引に係る権利の処理に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(新株式等の引受け)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について株式分割等による株式を受ける権利が付与された場合(前条第3項に規定する処理が行われた場合を除く。)において、割り当てられた新株式のうち、業務規程第15条の規定に基づき本所が定める売買単位(当該新株式の発行者が発行する株券が本所又は国内の他の金融商品取引所に上場されている銘柄でない場合にあつては、1単位(1単位は、単元株式数(会社法(平成17年法律第86号)第2条第20号に規定する単元株式数をいう。))を定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいい、優先出資証券にあつては1口をいう。))とする。以下同じ。)の整数倍の数の新株式について信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、正会員がこれに応じることができるときは、正会員は、<u>新株式を移転することにより処理することができるものとする。</u></p> <p>2 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について新株予約権(譲渡制限新株予約権を除く。)が付与された場合において、割り当てられた新株式のうち、業務規程第15条の規定に基づき本所が定める売買単位の数量の整数倍の数の新株式について信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、正会員がこれに応じることができるときは、正会員は、新株予約権を移転し、又は当該信用買顧客から新株式払込金をあらかじめ徴収したうえ、<u>新株式を移転することにより処理することができるものとする。</u></p>	<p>(新株式等の引受け)</p> <p>第5条 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について株式分割等による株式を受ける権利が付与された場合(前条第3項に規定する処理が行われた場合を除く。)において、割り当てられた新株式のうち、業務規程第15条の規定に基づき本所が定める売買単位(当該新株式の発行者が発行する株券が本所又は国内の他の金融商品取引所に上場されている銘柄でない場合にあつては、1単位(1単位は、単元株式数(会社法(平成17年法律第86号)第2条第20号に規定する単元株式数をいう。))を定める場合には当該単元株式数をいい、単元株式数を定めない場合には1株をいい、優先出資証券にあつては1口をいう。))とする。以下同じ。)の整数倍の数の新株式について信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、正会員がこれに応じることができるときは、正会員は、<u>新株券(新株式に係る株券をいう。以下同じ。))を引き渡すことにより処理することができるものとする。</u></p> <p>2 前条の規定にかかわらず、制度信用取引を行っている銘柄について新株予約権(譲渡制限新株予約権を除く。)が付与された場合において、割り当てられた新株式のうち、業務規程第15条の規定に基づき本所が定める売買単位の数量の整数倍の数の新株式について信用買顧客がその引受けを希望し、かつ、正会員がこれに応じることができるときは、正会員は、新株予約権を移転し、又は当該信用買顧客から新株式払込金をあらかじめ徴収したうえ、<u>新株券を引き渡すことにより処理することができるものとする。</u></p>

3 (略)

4 前各項の規定により正会員が新株式又は新株予約権を移転することとなった場合は、正会員は、当該信用買顧客から権利処理価額に相当する額の金銭を徴収し、当該制度信用取引について貸し付けている買付代金の額から当該金額を差し引くものとする。

5 (略)

(新株式等の授受の日)

第7条 第5条第1項から第3項までの規定による新株式又は新株予約権の授受は、当該銘柄の発行者が新株式又は新株予約権の交付を開始した日以後遅滞なく行うものとする。

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

3 (略)

4 前各項の規定により正会員が新株券を引き渡し又は新株予約権を移転することとなった場合は、正会員は、当該信用買顧客から権利処理価額に相当する額の金銭を徴収し、当該制度信用取引について貸し付けている買付代金の額から当該金額を差し引くものとする。

5 (略)

(新株券等の授受の日)

第7条 第5条第1項から第3項までの規定による新株券又は新株予約権の授受は、当該銘柄の発行者が新株券又は新株予約権の交付を開始した日以後遅滞なく行うものとする。

信託金代用有価証券に関する規則等を廃止する規則

次の規則を廃止する。

- (1) 信託金代用有価証券に関する規則
- (2) 延長立会時間内における売買の執行について
- (3) 有価証券取扱責任者及び有価証券取扱者に関する規則
- (4) 有価証券等取扱場所出入者規則
- (5) 商号変更の場合における商号変更前の株券の信用取引担保有価証券等に関する取扱いについて
- (6) 株式会社産業再生機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する業務規程及び有価証券上場規程の特例
- (7) 株式会社産業再生機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する業務規程及び有価証券上場規程の特例の取扱い

付 則

この規則は、平成 2 1 年 1 月 5 日から施行する。